

Ⅲ 生涯学習部

Ⅰ 生涯学習・スポーツ課

・生涯学習係

(1) 主な事業内容（令和6年度）

事業名	内 容	対 象	時 期
市民企画講座 事業	市民学習団体が自ら企画し実施する学習講座を支援することにより、生涯学習活動の推進を図る。	市 民	5月～2月
あさか学習 おとどけ講座	市民が主催する学習の場へ市職員等が講師として出向き、地域や市の情報について説明等を行う。	在住・在勤・ 在学するおお むね5人以上 の団体等	通 年
生涯学習 体験教室事業	ボランティアバンク登録者による体験教室を開催することにより、ボランティアバンクの活用促進と市民の学習支援の充実を図る。	市 民	8月～2月
子ども大学 あさか	NPO法人、市民グループ、学生ボランティア、教育委員会が連携し、大学の先生など専門家が子どもたちの「なぜ」「どうして」などの疑問に応える講義等を行う。	小学4年生 ～ 小学6年生	7月～12月
夏休み親子 陶芸教室	市内にある丸沼芸術の森の協力を得て、親子が一緒に作陶することで、子どもたちの自由な発想を促進するとともに、親子の絆を深める。また、丸沼芸術の森の優れた美術作品を鑑賞し、本物の芸術に触れる機会を設ける。	小学生とその 保 護 者	7月22日 8月19日
市民人権教育 研 修 会	人権問題への正しい理解と、差別に対し能動的に対処できる市民の育成を目指す。	市 民 団 体 指 導 者 人権教育担当者	6月21日
人権問題講演会	様々な人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権意識を高める。	学校、PTA、 企業、市民等	7月19日
企業人権教育 研 修 会	企業における人権・同和問題を学習する。	市内企業、 学 校 等	令和7年2月
芸術文化展	絵画、手工芸、書道等文化・芸術作品の展示及び囲碁の大会	文化協会加盟 団 体	6月1日・2日 6月9日
市民芸能 まつり	民謡、歌謡、オペラ、楽器演奏、舞踊、吟詠等の舞台芸能発表	市 民 文化協会加盟 団 体	7月7日
文 化 祭	市民文化の総合的な発表	市 民 文化協会加盟 団 体	10月～12月

家庭教育推進事業	家庭での親や大人の役割について改めて考え、子どもとどう関わっていくのか学んでいくために、家庭教育学級活動を支援する。	保育園・幼稚園・小・中学校PTA等、子育てサークル	5月～2月
家庭教育学級合同講演会	「子育て」「家庭教育」をテーマにした講演会を開催する。	市民	10月19日
放課後子ども教室事業	夏季休暇中及び週末に小学校の特別教室等を活用し、安心安全に過ごせる子どもの活動拠点を設ける。	小学生	7月～8月 (夏季休暇中の午前中) 9月～3月 (土曜日の午前中)
成人の日記念式典	20歳を迎えた皆様に祝い励ますため、成人の日に記念式典を開催する。	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方	令和7年1月13日 (月・祝)

放課後子ども教室



夏休み親子陶芸教室



・スポーツ係

(1) 主な事業内容（令和6年度）

事業名	内 容	対 象	期 日
ウォークラリー大会	交差点や分かれ道等が示されたコマ図を頼りに決められたコースを歩き、時間得点とクイズ得点で順位を決めるウォーキングゲーム。	小学生以上	4月14日
市民スポーツ教室	スポーツ振興と市民の健康増進を図るため、室内で気軽にできる「ボッチャ教室」を開催する。	市民	2月6・7日
小学生スポーツ教室	小学生が身近にスポーツに親しめるよう、「ミニテニス教室」及び「なぎなた教室」を開催する。	小学4～6年生	ミニテニス教室 7月23～25日 なぎなた教室 8月6～8日

市民スポーツ大会 ・ 市民スポーツ賞 表 彰 式	地区対抗種目、自由参加種目、エキシビションなどを行う。 併せて、市民スポーツ賞表彰を行う。	市 民	10月13日
ロードレース大会	持久走の普及と体力の向上を図るため、小・中学生、親子、一般、壮年の各男女によるタイムレースとして大会を行う。	小学生以上	11月23日
陸上競技場 個人無料開放	市民スポーツの振興と健康増進を図るため、陸上競技場を個人に無料で開放する。	市民・在勤者	毎週火曜日 午後5時15分～9時 毎月第2・4土曜日 午前9時～ 午後4時45分
総合体育館 個人開放	市民スポーツの振興と健康増進を図るため、総合体育館を個人開放する。 (卓球・バドミントン・ミニテニス等)	どなたでも	毎週火曜日 正午～午後6時 毎週水曜日 午後3時30分～ 9時30分
学校開放事業	市内小・中学校の体育館・校庭・武道館を団体等に貸出する。	市民・在勤者	学校活動に支障がない土・日曜日・祝日及び夜間の時間帯を貸出する。

第68回朝霞市民総合体育大会市民体育祭



第62回朝霞市ロードレース大会



(2) 体育施設の概要

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番 048)	開設年月日	備 考
総 合 体 育 館	朝霞市青葉台 1-8-1	465-9811	昭和57年 5月1日	敷地面積 10,000㎡ 延床面積 6,221㎡ メインアリーナ、 サブアリーナ、 トレーニングルーム、 ランニングコース、会議室
武 道 館	朝霞市本町 1-12-3	461-7522	昭和51年 5月8日	敷地面積 1,711㎡ 延床面積 932㎡ 柔道場、剣道場、相撲場
滝 の 根 テ ニ ス コ ー ト	朝霞市溝沼2-8	462-1372	平成4年 5月1日	敷地面積 4,895㎡ クレーコート3面

溝沼子どもプール	朝霞市大字溝沼 1033	464-0023	昭和 63 年 7 月 28 日	敷地面積 4,822 m ² 水面積 954 m ² 幼児プール、児童プール、 コースタープール、滝のプール
朝霞中央公園 野球場	朝霞市青葉台 1-9-2	465-7277	昭和 57 年 4 月 24 日	敷地面積 15,875 m ² 両翼 90m センター 120m 硬式・軟式野球場 1 面
朝霞中央公園 陸上競技場	朝霞市青葉台 1-9-1	465-7278	昭和 57 年 4 月 24 日	敷地面積 19,603 m ² 全天候型トラック 1 周 400m 人工芝フィールド 105m×68m
北朝霞公園野球場	朝霞市北原 1-3		昭和 51 年 12 月 1 日	敷地面積 9,174 m ² 両翼 85m センター 110m 軟式野球場 1 面
弁財公園 テニスコート	朝霞市東弁財 3-12		昭和 51 年 12 月 1 日	敷地面積 1,479 m ² クレイコート 2 面
青葉台公園 テニスコート	朝霞市大字膝折 2-30	463-1333	昭和 58 年 2 月 1 日	敷地面積 3,656 m ² 砂入り人工芝コート 5 面
青葉台公園 芝生広場	朝霞市大字膝折 2-30	463-1333	昭和 58 年 2 月 1 日	敷地面積 6,894 m ² ソフトボール場兼少年野球場 1 面
内間木公園 ソフトボール場	朝霞市大字 上内間木 518-3	456-2282	平成 11 年 6 月 1 日	敷地面積 4,638 m ² 両翼 68m ソフトボール場 1 面
内間木公園 テニスコート	朝霞市大字 上内間木 518-3	456-2282	平成 11 年 6 月 1 日	敷地面積 1,403 m ² 砂入り人工芝コート 2 面
内間木公園 弓道場	朝霞市大字 上内間木 518-3	456-2282	平成 11 年 6 月 1 日	敷地面積 869 m ² 延床面積 435 m ² 弓道場 近的 6 人立ち
上野荒川運動公園 野球場	朝霞市大字上内間木 上野 651-1		平成 4 年 3 月 1 日	敷地面積 8,202 m ² 両翼 85m センター 75m 硬式・軟式野球場 1 面
上野荒川運動公園 サッカー場	朝霞市大字上内間木 上野 651-1		平成 4 年 3 月 1 日	敷地面積 6,713 m ² サッカー場 1 面

(3) 体育施設利用状況（令和 5 年度）

総 合 体 育 館			
区 分	団 体	個 人	計
利 用 件 数	4,075	58,165	62,240
利 用 人 数	275,197	58,165	333,362

施 設 名	武 道 館				滝の根テニ スコート	溝沼子ども プール
	剣道場	柔道場	相撲場	計		
利用件数	467	439	39	945	2,178	—
利用人数	12,319	9,788	1,355	23,463	23,983	39,932

施 設 名	中央公園 陸上競技場	中央公園 野球場	北朝霞公園 野球場	青葉台公園 芝生広場	青葉台公園 テニスコート	弁財公園 テニスコート
利用件数	1,150	688	981	1,354	9,170	1,679
利用人数	224,902	150,393	49,986	65,147	88,749	8,082

施 設 名	内間木公園 テニスコート	内間木公園 弓道場	内間木公園 ソフトボール場	上野荒川 運動公園 野球場	上野荒川 運動公園 サッカー場
利用件数	2,764	5,083	586	440	476
利用人数	13,840	6,759	41,205	11,833	32,308

(4) 学校体育施設開放利用状況（令和5年度）

《学 校 別》

学 校 名	一 小			二 小			三 小		
施 設 名	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	計
利用件数	149	127	276	51	88	139	121	624	745
利用人数	10,505	3,431	13,936	2,500	4,270	6,770	4,380	18,585	22,965
学 校 名	四 小			五 小					
施 設 名	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	サブアリーナ	計		
利用件数	150	308	458	110	521	115	746		
利用人数	7,500	8,313	15,813	5,976	8,082	1,444	15,502		
学 校 名	六 小			七 小			八 小		
施 設 名	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	計
利用件数	126	153	279	86	92	178	300	349	649
利用人数	4,900	4,549	9,449	7,740	2,060	9,800	13,480	11,342	24,822
学 校 名	九 小			十 小					
施 設 名	校 庭	体育館	計	校 庭	体育館	計			
利用件数	184	297	481	117	336	453			
利用人数	8,393	5,768	14,161	6,020	8,410	14,430			
学 校 名	一 中								
施 設 名	体育館	サブアリーナ	武道場	校庭	テニス	計			
利用件数	283	175	153	296	165	1,072			
利用人数	5,125	1,812	1,489	13,965	1,802	24,193			
学 校 名	二 中			三 中	四 中	五 中			
施 設 名	体育館	第2グラウンド	計	体育館	体育館	体育館			
利用件数	222	0	222	150	42	80			
利用人数	4,014	0	4,014	1,947	749	1,265			

《施 設 別》

施設名	校 庭		体 育 館		計	
	利用 件数	利用 人数	利用 件数	利用 人数	利用 件数	利用 人数
小学校	1,394	71,394	3,010	76,254	4,404	147,648
中学校（校庭は一・二中のみ）	461	15,767	1,105	16,401	1,566	32,168
計	1,855	87,161	4,115	92,655	5,970	179,816

2 中央公民館及び地区公民館

(1) 施設の概要

館 名	所在地	電話番号 (市外局番 048)	開館年月日	構造	建物面積 (㎡)
中 央 公 民 館	朝霞市青葉台 1-7-1	465-7272	昭和 59 年 6 月 1 日	S R C 造 地上 3 階地下 1 階	4,169.27
東朝霞公民館	朝霞市根岸台 6-8-45	463-9211	昭和 55 年 5 月 1 日	R C 造地上 2 階	1,356.84
西朝霞公民館	朝霞市膝折町 4-19-1	462-1411	昭和 59 年 5 月 1 日	R C 造地上 2 階	1,281.07
南朝霞公民館	朝霞市溝沼 1-5-24	461-0163	昭和 27 年 8 月 7 日	R C 造地上 3 階	1,332.98
北朝霞公民館	朝霞市朝志ヶ丘 1-4-1	473-0558	昭和 51 年 4 月 1 日	R C 造地上 2 階 (一部 S 造)	708.98
内間木公民館	朝霞市田島 2-18-47	456-1055	昭和 58 年 5 月 1 日	R C 造地上 2 階	1,295.77

※中央公民館の建物面積には、併設のコミュニティセンター及び女性センター分を含む。

(2) 利用状況（令和 5 年度実績）

館 名	利用回数（回）	利用人数（人）
中 央 公 民 館	6,782	157,972
東朝霞公民館	2,258	28,061
西朝霞公民館	2,408	28,881
南朝霞公民館	2,294	27,181
北朝霞公民館	1,607	23,125
内間木公民館	2,258	23,817
合 計	17,607	289,037



中央公民館 サイエンスキッズ
結晶って〇〇でしょう～結晶を育てよう



東朝霞公民館 子どもふれあい広場
デフリンピック・メダリストの
子どもバドミントン教室

(3) 主な事業内容（令和6年度）

館名	事業・講座名	内 容	対 象	期 日
中 央 公 民 館	悠 ゆ う 大 学	充実した日々を送るために生涯にわたって学習していけるような環境を提供する。	市 民	12月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	市 民	6月～2月
	こども天体教室	中央公民館の施設特性を活かし、小学生を対象にプラネタリウム、スライドや天体望遠鏡を使用し、子どもたちの天体への興味を広げる機会とする。	小 学 生 と その 保 護 者	12月
	プラネタリウム 一 般 投 映	毎週日曜日の午前と午後に季節に応じた番組を投映する。	どなたでも	毎週日曜日
	プラネタリウム 特 別 投 映	季節ごとの番組投映のほか、星座の神話投映やクイズ、コンサートなどの企画を春・夏・冬休みの期間中などに実施する。	どなたでも	適宜開催
	プラネタリウム 団 体 投 映	一般投映の他に、団体からの依頼によりプラネタリウム投映を行う。	どなたでも	適宜開催
	サイエンスキッズ	小学生を対象とした理科教室を実施し、発見する喜びや考える力を育む。	小 学 生	8月
	サマー フェスティバル	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	8月
	成 人 教 養 講 座	くらしに役立つさまざまな文化について学習する。	市 民	9月～3月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	1月
東 朝 霞 公 民 館	生 活 教 養 講 座	多種多様な文化や教養を学び、体験することで、生涯学習を始める機会を提供し、参加者同士のコミュニケーションを深める場とする。	市 民	9月～3月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	市 民	6月～10月
	育児パパ・ママ 応 援 講 座	乳幼児期の子育ての知識やコツ、子育て世代の交流の場を提供し、乳幼児の健やかな育ちとパパ・ママたちの育児力向上を支援する。	子 育 て 世 代	9月～3月
	子どもふれあい 広 場	子ども同士で楽しく学びながら、異なる年齢の子ども同士のふれあいや交流を行う。また、親子のコミュニケーションを深める機会を提供する。	小 学 生 ・ 幼 児 と その 保 護 者	7月～12月
	公 民 館 ま つ り	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	11月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	12月 (5館合同)
	映 画 会	家族のふれあいを深めるため、親子で楽しめる映画を上映する。また、幅広い年齢層の方々に楽しんでもらえる、名画や懐かしい作品を上映する。	どなたでも	5月

館名	事業・講座名	内 容	対 象	期 日
西 朝 霞 公 民 館	成 人 教 養 講 座	成人を対象に、自己の実現と生きがいある生活を求めることを目的とし、日常生活の充実や地域社会への参加などについて学習する。	市 民	6月～2月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	市 民	6月
	伝 統 文 化 講 座	日本の伝統文化を学び、体験することを通じて、その良さを再認識するとともに、自己の実現と生きがいある生活を求めることを目的とし学習する。	児 童 市 民	12月
	レ ッ ツ ・ チ ャ レ ン ジ	小・中学生を対象に、身近な材料を利用した工作や簡単な料理などを通し、自主性と協調性を育み、地域社会の一員として参加できるように学習する。	小・中学生と その保護者	5月～8月
	育 児 講 座	子育てについての知識を習得し、子育てに関わる者相互の交流を図り、地域でのよりよい子育てについて考え、実施する機会を提供する。	幼 児 と その保護者	4月～3月
	公 民 館 ま つ り	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、利用者相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	11月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	12月 (5館合同)
南 朝 霞 公 民 館	映 画 会	良い映画を観ることにより、創造性豊かな幼児・児童の健全育成を図る。また、大人を対象とした映画会を開催する。	どなたでも	8月～3月
	生 活 教 養 講 座	豊かな生活を送るため、日常に役立つさまざまな知識を学び教養を身につける。	市 民	6月～11月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	市 民	6月～9月
	南 っ 子 ク ラ ブ	子どもたちが地域での生活をより豊かなものにしていく機会をつくり、子どもたちの情操や知識を高める。	小 学 生	8月～12月
	公 民 館 ま つ り	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、利用者相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	10月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	12月 (5館合同)
南 朝 霞 公 民 館	映 画 会	家族のふれあいを深めるため、親子で楽しめる映画を上映する。また、おとなの映画会を開催し、幅広い年齢層の方々に懐かしい映画を楽しんでいただく。	どなたでも	5月～3月

館名	事業・講座名	内 容	対 象	期 日
北 朝 霞 公 民 館	教 養 講 座	講義や実習を通じて学ぶことの大切さや楽しさを確認するとともに、参加者の交流を支援する。	市 民	10月～2月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	どなたでも	6月～11月
	子 育 て 講 座	子どもの成長にとって大切な幼児期の育児について学び、子育て中の仲間づくりを支援する。	幼 児 と その 保 護 者	5月～9月
	わ ん ぱ く キ ッ ズ ラ ン ド	遊びやスポーツを楽しみながら、子どもたちの創造性、自主性などを養う。	小 学 生	7月～12月
	公 民 館 ま つ り	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、利用者相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	10月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	12月 (5館合同)
	映 画 会	映画等を観賞することで情緒豊かな心を育み、年齢を超えた交流を深めることを目的とする。	どなたでも	6月～9月
内 間 木 公 民 館	生 活 教 養 講 座	豊かで潤いのある生活を送るため、さまざまな体験により知識を深め、日々の暮らしに役立てることを目的とする。	市 民	5月～1月
	さ わ や か 健 康 教 室	健康に対する意識が高まる中、健康づくりに関する手軽で身近なテーマを学習する。	市 民	11月
	こどもランド	子どもたちが、様々なものづくりや体験をとおして、自ら挑戦し、学ぶことの楽しさや創造性を育むことを目的とする。	小 学 生 幼 児 と 其 の 保 護 者	7月～2月
	公 民 館 ま つ り	公民館利用団体が日ごろの学習成果を発表し、利用者相互の親睦を深めるとともに、地域の方々との交流を図る。	公 民 館 利 用 団 体 市 民	11月
	人 権 教 育 講 座	人権に対する正しい理解と認識を深め、生活の中にある人権問題への意識を高める。	市 民	12月 (5館合同)
	映 画 会	家族で共に楽しめる名作や懐かしい作品を上映します。	どなたでも	8月

3 図書館及び図書館北朝霞分館

(1) 施設の概要

名 称	所在地	電話番号 (市外局番 048)	建物の概要		開館年月日
			構 造	延床面積	
図書館	朝霞市青葉台 1-7-26	466-8686	R C 造 地上 2 階地下 1 階	*1 2,769.44 m ²	昭和 62 年 10 月 31 日
北朝霞 分 館	朝霞市大字 浜崎 669-1	470-6011	朝霞市産業文化 センター内 2 階	*2 558.45 m ²	平成 11 年 8 月 1 日

*1 駐輪場：17.08 m²を含む。 *2 外書庫：44.8 m²を含む。

(2) 図書館資料（令和 6 年 3 月 31 日現在）

所 在	一般書	児童書	紙芝居	雑 誌	視聴覚資料	合 計
図 書 館 本 館	231,757	102,695	2,208	15,428	8,276	360,364
北朝霞分館	88,744	28,031	928	1,754	3,581	123,038
東朝霞公民館	7,752	6,910	343	278	0	15,283
西朝霞公民館	7,583	7,686	277	235	0	15,781
南朝霞公民館	6,910	4,989	260	126	0	12,285
北朝霞公民館	8,797	6,859	240	131	0	16,027
内間木公民館	5,522	6,569	362	153	0	12,606
中 央 公 民 館	1,511	341	0	0	0	1,852
合 計	358,576	164,080	4,618	18,105	11,857	557,236

〈本 館〉

新 聞 31 紙 新 聞 11 紙
雑 誌 259 タイトル 雑 誌 105 タイトル

〈分 館〉

〈〈視聴覚資料内訳〉〉

視聴覚資料	点 数	視聴覚資料	点 数
16mm フィルム	80	ビデオ	87
D V D	1,043	カセット	57
C D	9,782	レーザ-ディスク	439
デ イ ジ ー	369	合 計	11,857

(3) 利用統計 (令和5年度)

〈個人貸出〉

種 別	本 館	分 館	東 公	西 公	南 公	北 公	内 公	合 計
一般書	231,754	115,388	7,181	5,721	5,024	19,671	2,555	387,294
児童資料	179,995	83,331	11,364	7,244	4,179	12,500	2,224	300,837
(うち紙芝居)	(3,483)	(1,575)	(188)	(222)	(79)	(144)	(28)	(5,719)
雑 誌	14,031	9,789	731	743	371	1,736	330	27,731
視聴覚資料	15,456	5,789	74	120	19	232	19	21,709
WEB	47,514	0	0	0	0	0	0	47,514
総 計	488,750	214,297	19,350	13,828	9,593	34,139	5,128	785,085
貸出人数	163,443	60,959	5,818	4,052	3,384	12,399	1,668	251,723
予約件数	158,205	8,883	418	270	233	1,358	161	169,528
返却数	408,933	214,189	26,245	16,846	12,912	42,928	6,271	728,324

注1 児童資料は、児童図書及び紙芝居の合算。

注2 貸出人数及び予約件数の本館分はWEB分を含む。

注3 東朝霞公民館は、空調工事のため令和5年12月1日から令和6年5月6日まで休室。

〈団体貸出〉

登録団体数	貸出団体数	貸出冊数
62	756	8,866

〈実質登録人数〉(令和5年度)

21,344人(うち児童4,152人)

(4) 主な事業内容 (令和6年度)

事 業 名	内 容	対 象	期 日
おとなの朗読会	一般成人向けの朗読会を行う。	市 民	年1回(予定)
青 少 年 対 象 座 講	作家などを招いての講演会や体験講座などを開催する。	青 少 年	年1回(予定)
児 童 文 化 講 座	子どもを取り巻く大人を対象に、子どもの成長に読書が果たす役割や、本と出会うことの大切さなどを伝えるため、作家を招いての講座や絵本の読み聞かせ等の講座を開催する。	市 民	年1回(予定)
プレママ・パパ 絵本講座 ～おなかの赤ちゃん と絵本を楽しんでみ ましょう～	赤ちゃんがお腹にいる時から話しかけ、読み聞かせを行うことで、親子のきずなを深めていくこと、また、読み聞かせの楽しさや大切さについて実演を交えながら伝えていく。	妊 婦 と そ の 家 族	年2回(予定)
ブックスタート	4か月児健診を受診した親子に読み聞かせをし、絵本とブックリスト等が入った「ブックスタートパック」を贈り、本と親しむきっかけを作る。	4 か月児健 診の対象児 と 保 護 者	毎月2回 (水曜日)実施
赤 ち ゃ ん と マ マ ・ パ パ の お は な し タ イ ム	ブックスタートのフォローアップ事業。保護者が読み聞かせやわらべうたを体験することで、乳幼児期における絵本の楽しさと大切さを知るきっかけをつくる。	乳児と保護者	年12回(予定)
うさみみタイム	絵本や紙芝居を読み聞かせ、手遊びなどを通じて、本の楽しさを知っていただく。 【子ども向け映画会】児童書を原作とする映画を上映し、良書を読むきっかけとする。	幼児・児童	毎週木曜日 ※映画会を月1回 程度実施(予定)

事業名	内 容	対 象	期 日
子ども読書の日	【おたのしみおはなし会】 子ども読書週間(4/23～5/12)の間におはなし会を行い、読書のきっかけづくりや図書館利用を図る。	幼児・小学生	4月20日(土)
	【おたのしみ映画会】 児童文学を原作とした映画を上映し、読書のきっかけづくりや図書館利用を図る。		4月27日(土)
夏 休 み お は な し 会	夏休みにパネルシアターや紙芝居・素話などで本の楽しさを知っていただく。	幼児・小学生	7月25日(木)
夏 休 み こ ど も 映 画 会	夏休みに児童文学を原作とした映画を上映する。	小学生以上	8月22日(木)
クリスマスおはなし会	クリスマスに関連する本を紹介することで、本への興味を広げるとともに、図書館の利用と読書への関心を深める。	小学3年生以下	12月(予定)
シネマ・ライブラリー	名作や話題になった映画等を上映することで、図書館来館への契機づくりとして、図書館のPRと利用促進を図る。	市 民	年6回開催 (偶数月の土曜又は日曜日)(予定)
図 書 館 ま つ り	“みんなおいでよ図書館へ!きっと何かがある”をキャッチフレーズに市民の団体による多数の展示、催し物を行う。	市 民	6月29日(土) ・30日(日)
ら い ぶ ら り コ ン サ ー ト	らいぶらりコンサート実行委員会が中心となり、自らの企画で図書館でミニ・コンサートを行う。	市 民	5月26日(日)
書 庫 見 学 ツ ア ー	普段は入ることのできない書庫を見学し、図書館の仕事を紹介する。	小学生・中学生・高校生・成人	7月26日(金) ※成人対象の日程は未定。
本 の 福 袋	タイトルも内容もわからない状況で本を借りることで、読書の幅や興味を広げ、図書館利用を促進する。	市 民	年1回(予定)
利 用 者 懇 談 会	利用者からの意見・要望を聞き、今後の図書館運営の参考とする。	図書館利用者	7月13日(土)
(分館) 名画 THE 分館	名作と言われる作品を、大画面で上映し、映画の醍醐味と楽しさを知ってもらい、作品にまつわる資料への関心を高め、図書館の利用を促進する。	市 民	8月18日(日)
(分館) キッズシネマ	児童書を原作とする映画を主に上映し、良書を読むきっかけとする。	幼児・児童	10月14日 (月・祝)
(分館) えんじょいきっず	小学生に図書館の仕事を体験してもらい、本に興味をもってもらうきっかけとする。	小学生3年生～6年生	8月1・8・15日 (各木)・21日(水)
(分館) よ み き か せ	絵本や紙芝居の読み聞かせや手遊びを通し、本の楽しさを伝える。	乳 幼 児 ・ 児童	毎月第3火曜日

4 文化財課（博物館内）

（１）主な事業内容

①文化財の保護・活用 ②郷土芸能の保護・活用 ③博物館資料の活用

（２）文化財の保護・活用

事業名	内 容
文化財保護普及事業	市内所在の文化財について市民に広く啓発し、文化財保護の普及を図る。文化財保護関係団体へ補助金を交付し、文化財保護を推進する。
指定文化財等保護管理事業	県・市指定文化財の適切な保護・管理を行う。また、指定文化財の維持管理事業に対して補助金を交付する。
埋蔵文化財調査保存事業	市内の埋蔵文化財を保護するため、開発事業等に伴い確認調査・発掘調査を行う。また、調査成果を報告書として刊行・公開し、出土品の保存・活用を図る。
埋蔵文化財センター管理事業	埋蔵文化財の調査や資料整理の進展を図り、資料の保存・活用を図る拠点として、埋蔵文化財センターの管理・運営を行う。
旧高橋家住宅管理運営事業	重要文化財旧高橋家住宅の保存・管理を行い、ボランティアの協力を得ながら活用事業を展開し、文化財や自然と親しむ場を提供する。

（３）指定文化財一覧

分類	名 称	所在地（所有・管理者等）	概 要
建	重文 旧 高 橋 家 住 宅	根岸台（朝 霞 市）	江戸時代中期に建築された茅葺民家
絵	市指 絹本着色両界曼荼羅	宮 戸（宝 蔵 寺）	室町～江戸時代の作と推定される仏画
工・彫	市指 泉 蔵 寺 銅 鐘	溝 沼（泉 蔵 寺）	正徳４年粉河市正作銘のある市内最古の銅鐘
	市指 溝 沼 獅 子 舞 用 具	溝 沼（金 子 家）	溝沼獅子舞に使用する用具（獅子頭・太鼓等）
	市指 鉄造阿弥陀如来立像	根岸台（台 雲 寺）	鎌倉末～室町時代に製作された鉄仏
	市指 木造十一面観音菩薩立像	岡 （東 圓 寺）	鎌倉時代に製作された木彫仏
	市指 木 造 女 神 坐 像	岡 （東 圓 寺）	安土桃山時代に製作された女神像
書 跡・ 典 籍・ 古 文 書	市指 山 岡 鉄 舟 扁 額	岡（朝一小・博物館保管）	山岡鉄舟筆による「膝折学校」扁額
	市指 相 沢 家 文 書	岡 （市 教 委）	地方文書（江戸時代旧根岸村名主関係文書）
	市指 内 田 家 文 書	岡 （市 教 委）	地方文書（明治時代前半の戸長関係文書）
	市指 消 防 日 誌	岡 （市 教 委）	旧岡村の消防団の出動記録
	市指 町 名 改 称 許 可 書	岡 （朝 霞 市）	「朝霞町」に町名を改称するときの許可書
	市指 牛 山 家 文 書	膝折町（牛 山 家）	地方文書（江戸時代旧膝折宿名主関係文書）
	市指 塩 味 家 文 書	溝 沼（塩 味 家）	地方文書（江戸時代旧溝沼村名主関係文書）
	市指 奥 住 家 文 書	岡 （市 教 委）	江戸～明治時代の水車（伸銅）関係文書
	市指 比 留 間 家 文 書	岡 （比留間家・博物館寄託）	地方文書（江戸時代旧岡村名主関係文書）
	市指 元 禄 七 年 秣 場 争 論 裁 許 絵 図	岡 （市 教 委）	江戸時代の共同採草地の利用をめぐる判決文

考古資料	県指	板石塔婆	岡（市教委）	不動曼荼羅と五輪塔を刻む正安3年銘の板碑2基
	県指	宮戸薬師堂山経塚出土経筒及び外容器	岡（市教委）	通称薬師堂山から出土した平安時代の経筒・和鏡・甕・鉢
	市指	泉水遺跡出土品	岡（市教委）	泉水遺跡から発掘調査によって出土した土器・石器
	市指	六道地藏尊	三原 （六道地藏尊保存会）	溝沼・浜崎境の六辻にある六道地藏
	市指	一乗院の板石塔婆	膝折町（一乗院）	南北朝～室町時代の板碑約190基
	市指	東圓寺の板石塔婆	岡（東圓寺）	市内最古の文永5年をはじめとする板碑約25基
	市指	一夜塚古墳出土遺物	岡（市教委）	朝霞第二小学校にあった一夜塚古墳から出土した鏡・武器・馬具・埴輪・土製品・土器
	市指	泉水山・富士谷遺跡出土浅鉢形土器	岡（朝霞市）	縄文時代中期の彩文が残る浅鉢形土器
歴	市指	内間木神社大絵馬	岡（内間木神社・博物館寄託）	寛延4年銘のある市内最古の大絵馬を含む絵馬4面
無形	市指	溝沼獅子舞	溝沼（溝沼獅子舞保存会）	春・秋に行われる市内に残る唯一の獅子舞
	市指	根岸野謡	根岸台（根岸野謡保存会）	根岸台地区に伝わり、婚礼等で行われる謡
史跡	県指	柊塚古墳	岡（朝霞市他）	県南部を代表する前方後円墳
	市指	広沢の池	栄町（市教委）	古来より灌漑用水などに利用された湧水池
	市指	郷戸遺跡	根岸台（渡辺家）	発掘調査された弥生後期～古墳前期の集落跡
	市指	二本松	本町（市教委）	江戸時代の庚申塔がたつ旧道の目印
天然	市指	夏ぐみ	根岸台（石原家）	推定樹齢約200年、樹高約10m
	市指	ゆず	根岸台（高橋家）	推定樹齢約250年、樹高約7m
	市指	湧水代官水	岡（朝霞市他）	灌漑用水などとして地域の人々に「代官水」と呼ばれていた貴重な湧水
凡例	重文＝重要文化財 県指＝埼玉県指定文化財 市指＝朝霞市指定文化財			

（参考）埼玉県選定重要遺跡

史跡	岡の城山	岡（朝霞市）	縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る遺跡
----	------	--------	---------------------

（４）博物館

①施設の概要

所在地	電話番号	開館年月日	構造	敷地面積	延床面積	入館料
朝霞市岡 2-7-22	048-469-2285	平成9年 2月12日	RC造地上2階	6,406㎡	2,500㎡	無料

②展示の概要

考古・歴史・民俗・美術工芸の4分野を中心に常設展示を展開し、そのほかに企画展示やテーマ展示を実施。

③利用統計

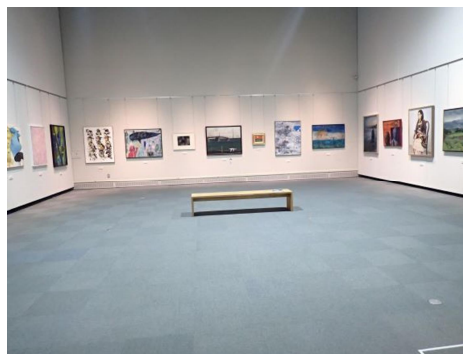
年度	開館日数	入館人数	学校団体		一般団体	
			団体数	人数	団体数	人数
令和5年度	290	25,118	26	2303	99	1,016
平成8年度～合計	7,624	1,232,468	964	72,213	3,065	39,810

④博物館利用授業による小学校利用状況

年度	学 年	学校数	人 数	備 考
令和 5 年度	小学 3 年生	10	1,325	ワークシート「みよう・きこう・しらべよう」(博物館利用検討委員会作成) 使用 体験学習(縄ない機・石臼) 実施ほか
	小学 1 年生	9	948	国語科「たぬきの糸車」に伴い、糸車で糸を紡ぐ映像資料の貸し出し、体験用糸車の出張事業の実施



第 37 回企画展
「樹木と人の暮らし」



朝霞市県展作品展



博物館学芸員実習生による展示



古文書講座

⑤令和 6 年度の主な事業内容

事業・講座名	趣旨・内容	対 象	日 程
第 38 回 企 画 展	根岸古墳群と内間木古墳群～朝霞の古墳時代～ 根岸古墳群や内間木古墳群を中心に、朝霞の古墳時代について紹介します。	一 般	令和7年3月8日(土) ～5月6日(火)
テ ー マ 展 示	朝霞市県展作品展 第72回埼玉県美術展覧会(県展)において出品された市内作家の入選作品等を集めて紹介する。	一 般	9月14日(土) ～9月29日(日)

事業・講座名		趣旨・内容	対 象	日 程
ギャラリー展示	朝霞と地震 —関東大震災から 100 年を迎えて—	館蔵資料により当時を振り返るとともに、朝霞地域の地震の歴史と、現在の朝霞市の対策などについて紹介する。	一 般	前年度より継続 4 月 2 日(火) ～3 月 31 日(日)
	あさか発掘調査速報展	令和 5 年度に実施した市内の発掘調査成果について、出土した土器や発掘調査の写真パネル等を中心に紹介・展示する。	一 般	7 月～8 月
	冬のギャラリー展示	朝霞の歴史・民俗・美術に関わるテーマで、写真パネルを中心とした展示を行う。	一 般	1 月～6 月 次年度に継続
夏休み体験教室		小学生を対象とした体験学習を行い、郷土の自然・歴史への関心を喚起するとともに、夏休み自由研究の一助とする。	小学生	7 月～8 月（全 3 回）
博物館体験教室		様々な体験学習をとおり、伝統文化や郷土朝霞への興味と理解を育てる。	各回ごとに設定	4～3 月（全 5 回）
歴史講座		朝霞や周辺地域における郷土史について学習する。	一 般	1 月～3 月 （連続 3 回）
古文書講座		朝霞市内に残る古文書を読み解き、古文書の読み方とともに地域の歴史を学ぶ。	一 般	12 月～2 月 （連続 6 回）
小学校 3 年生 小学校 1 年生 博物館利用授業		郷土学習を始める小学校 3 年生、国語科「たぬきの糸車」を学習する小学校 1 年生を対象に、博物館利用授業を実施する。	市内・近隣 小学校	学校により 希望のある日
博物館利用検討委員会		市内小中学校教諭からなる同委員会にて、上記プログラムなどの博学連携事業等について検討し、学校の博物館利用促進を図る。	市内小中 学校教諭	【定例会兼研修会】 未定 午後 3 時 30 分 ～ 4 時 30 分 【主催】 博物館利用検討委員会
博物館学芸員実習		学芸員養成課程履修学生の館務実習を受け入れる。 受入：8 人（定員：6 人）	大学生	8 月 20 日(火) ～8 月 27 日(火) （※7 日間）

IV 資 料

I 歴代教育委員会委員、委員長及び教育長

(1) 歴代の教育委員会委員

発令	氏 名	就任年月日	退任年月日	期	在職年数	備 考
旧 朝 霞 町	石 原 武寿郎	S23.10. 5	S30. 3.31	—	6 年 5 月	(公選) 町村合併
	廣 田 幸次郎	S23.10. 5	S25.10. 4	—	2 年 0 月	(公選) 任期満了
	大 畑 栄 一	S23.10. 5	S25. 9.21	—	1 年 1 1 月	(公選) 任期満了
	三 田 一 郎	S23.10. 5	S26. 4.16	—	2 年 6 月	(公選) 辞職
	横 田 正 治	S23.10. 5	S25. 5.25	—	1 年 7 月	(議選) 任期満了
	川 合 七 郎	S25. 5.27	S26. 4.16	—	0 年 1 0 月	(議選) 辞職
	三 上 富太郎	S25.11.10	S26. 4.16	—	5 月	(公選) 辞職
	関 口 佳 一	S25.11.10	S26. 4.16	—	5 月	(公選) 辞職
	大 畑 正 男	S26. 6. 7	S27.10. 8	—	1 年 4 月	(公選) 任期満了
	前 田 浩	S26. 6. 7	S30. 3.31	—	3 年 9 月	(公選) 町村合併
	野 本 弥 一	S26. 6. 7	S30. 3.31	—	3 年 9 月	(公選) 町村合併
	渡 辺 源 蔵	S26. 6.11	S30. 3.31	—	3 年 9 月	(議選) 町村合併
	岡 野 成 憲	S27.11. 1	S30. 3.31	—	2 年 5 月	(公選) 町村合併
旧 内 間 木 村	須 崎 知 介	S27.10. 1	S30. 3.31	—	2 年 6 月	(公選) 町村合併
	石 川 重 雄	S27.10. 1	S30. 3.31	—	2 年 6 月	(公選) 町村合併
	高 橋 庫 二	S27.10. 1	S30. 3.31	—	2 年 6 月	(公選) 町村合併
	蕪 木 沢 吉	S27.10. 1	S30. 3.31	—	2 年 6 月	(公選) 町村合併
	須 田 俊	S27.10. 1	S30. 3.31	—	2 年 6 月	(議選) 町村合併
朝 霞 町	石 原 武寿郎	S30. 4. 1	S31. 9.30	—	1 年 6 月	(公選) 地教行法施行による退職
	岡 野 成 憲	S30. 4. 1	S30.11.30	—	8 月	辞職
	須 崎 知 介	S30. 4. 1	S30.11.30	—	8 月	辞職
	石 川 重 雄	S30. 4. 1	S30.11.30	—	8 月	辞職
	渡 辺 源 蔵	S30. 4. 1	S30.11.30	—	8 月	辞職
	寺 元 覚 憲	S30.12.18	S31. 9.30	—	9 月	(公選) 地教行法施行による退職
	上 石 鉄 男	S30.12.18	S31. 9.30	—	9 月	(公選) 地教行法施行による退職
	佐 藤 照 与	S30.12.18	S31. 9.30	—	9 月	(公選) 地教行法施行による退職
	稲 山 十四助	S30.12.27	S31. 9.30	—	9 月	(議選) 地教行法施行による退職
	高 橋 市 郎	S31.10. 1	S34. 3.15	—	2 年 5 月	辞職
	蕪 木 松五郎	S31.10. 1	S39. 9.30	—	8 年 0 月	任期満了
	鈴 木 武	S31.10. 1	S34. 9.30	—	3 年 0 月	任期満了
	細 貝 祐 吾	S31.10. 1	S33. 9.30	—	2 年 0 月	任期満了
	岡 野 初五郎	S31.10. 1	S32. 9.30	—	1 年 0 月	任期満了

発令	氏 名	就任年月日	退任年月日	期	在職年数	備 考
朝霞町	鈴木 武 義	S32.10. 1	S38.11. 9	—	6 年 1 月	辞職
	牛 山 巖	S33.10. 1	S41. 9.30	—	8 年 0 月	任期満了
	徳 生 豊	S34. 7. 9	S42. 3.14	—	7 年 8 月	市制施行
	橋 本 政之助	S34.10. 1	S42. 3.14	—	7 年 5 月	市制施行
	小 山 辰 吉	S39. 4. 3	S40. 9.30	—	1 年 5 月	任期満了
	松 本 真 昌	S39.10. 1	S42. 3.14	—	2 年 5 月	市制施行
	高 野 良 吉	S41. 4. 3	S42. 3.14	—	1 1 月	市制施行
	前 田 浩	S41.10. 1	S42. 3.14	—	5 月	市制施行
朝霞市	橋 本 政之助	S42. 3.15	S42. 9.30	2 期	6 月	任期満了
	徳 生 豊	S42. 3.15	H4. 9.30	7 期	2 5 年 6 月	任期満了
	松 本 真 昌	S42. 3.15	S47. 9.30	2 期	5 年 6 月	任期満了
	前 田 浩	S42. 3.15	S45. 9.30	1 期	3 年 6 月	任期満了
	高 野 良 吉	S42. 3.15	S42. 6.30	1 期	3 月	辞任
	服 部 勝 慶	S42.10. 1	S58. 9.30	4 期	1 6 年 0 月	任期満了
	岩 上 進	S42.10. 1	S48. 6.15	2 期	5 年 8 月	辞任
	西 川 好 明	S46.10. 1	S58. 9.30	3 期	1 2 年 0 月	任期満了
	岡 野 静 二	S47.10. 1	H4. 9.30	5 期	2 0 年 0 月	任期満了
	並 木 美 昌	S48. 7. 1	H 元. 3.31	5 期	1 5 年 9 月	辞任
	細 田 優	S58.10. 1	H3. 9.30	2 期	8 年 0 月	任期満了
	栗 山 昇	S58.10. 1	H3. 9.30	2 期	8 年 0 月	任期満了
	柏 慶次郎	H 元. 6.28	H11. 3.31	4 期	9 年 9 月	辞任
	大 畑 正 一	H3.10. 1	H7. 9.30	1 期	4 年 0 月	任期満了
	服 部 和 男	H3.10. 1	H15. 9.30	3 期	1 2 年 0 月	任期満了
	鈴 木 武	H4.10. 1	H12.10.31	3 期	8 年 1 月	辞任
	大 堀 富 子	H4.10. 1	H12. 9.30	2 期	8 年 0 月	任期満了
	大 舘 清 次	H7.10. 1	H15. 9.30	2 期	8 年 0 月	任期満了
	蓮 見 茂	H11. 4. 2	H22. 4. 2	3 期	1 1 年 0 月	任期満了
	鈴 木 泰 代	H12.10. 1	H28. 9.30	4 期	1 6 年 0 月	任期満了
	相 宮 蝶 子	H12.12.26	H24. 9.30	3 期	1 1 年 9 月	任期満了
	岡 野 忠 正	H15.10. 1	R 2. 7.17	5 期	1 6 年 9 月	失職（死亡）
	比留間 藤 昭	H15.10. 1	R 元. 9.30	4 期	1 6 年 0 月	任期満了
	和 田 洋 子	H22. 4. 3	H26. 4. 2	1 期	4 年 0 月	任期満了
	平 木 倫 子	H24.10. 1	現 職	4 期	1 2 年 0 月	R6.10.1 現在
	三 好 節	H26. 4. 3	H30. 4. 2	1 期	4 年 0 月	制度改正
	高 橋 松 久	H28.10. 1	現 職	3 期	8 年 0 月	R6.10.1 現在
	森 島 史 枝	R 元.10. 1	現 職	2 期	5 年 0 月	R6.10.1 現在
	上 野 正 道	R 2.10. 1	現 職	2 期	4 年 0 月	R6.10.1 現在

(2) 歴代の委員長

発令	氏 名	就任年月日	退任年月日	期	在職年数	備 考
旧朝霞町	石 原 武寿郎	S23.11. 1 S28. 7.10	S26. 4.16 S30. 3.31	—	4 年 2 月	辞職 町村合併
	大 畑 正 男	S26. 6. 1	S27. 9.30	—	1 年 4 月	任期満了
	前 田 浩	S27.10. 1	S28. 9.30	—	1 年 0 月	任期満了
旧内間 木村	高 橋 庫 二	S27.11. 1	S30. 3.31	—	2 年 5 月	町村合併
朝霞町	石 原 武寿郎	S30. 4. 1	S31. 9.30	—	1 年 6 月	地教行法施行による 退職
	高 橋 市 郎	S31.10. 1 S33.10. 1	S32. 9.30 S34. 4.30	—	1 年 7 月	任期満了 辞職
	細 貝 祐 吾	S32.10. 1	S33. 9.30	—	1 年 0 月	任期満了
	蕪 木 松五郎	S34. 7. 1	S34. 9.30	—	3 月	任期満了
	橋 本 政之助	S34.10. 1	S42. 3.14	—	7 年 5 月	市制施行
朝霞市	橋 本 政之助	S42. 3.15	S42. 9.30	1 期	6 月	任期満了
	前 田 浩	S42.10. 1	S45. 9.30	3 期	3 年 0 月	任期満了
	松 本 真 昌	S45.10. 1	S47. 9.30	2 期	2 年 0 月	任期満了
	服 部 勝 慶	S47.10. 1	S52. 9.30	5 期	5 年 0 月	任期満了
	西 川 好 明	S52.10. 1	S58. 9.30	6 期	6 年 0 月	任期満了
	徳 生 豊	S58.10. 1	H 元. 9.30	6 期	6 年 0 月	任期満了
	岡 野 静 二	H 元.10. 1	H 4. 9.30	3 期	3 年 0 月	任期満了
	大 畑 正 一	H 4.10. 1	H 7. 9.30	3 期	3 年 0 月	任期満了
	服 部 和 男	H 7.10. 1	H14. 9.30	7 期	7 年 0 月	任期満了
	大 館 清 次	H14.10. 1	H15. 9.30	1 期	1 年 0 月	任期満了
	鈴 木 泰 代	H15.10. 2	H28. 9.30	12 期	1 2 年 11 月	任期満了
	岡 野 忠 正	H28.10.20	H30. 4. 2	1 期	1 年 5 月	制度改正

(3) 歴代の教育長

発令	氏 名	就任年月日	退任年月日	期	在職年数	備 考
旧朝霞町	鈴 木 広 明	S23.11. 1	S27. 3.31	—	3 年 5 月	辞任
	草 刈 栄 芳	(S27. 3.15)	(S28. 1.10)	—	(9 月)	(教育長事務取扱)
	増 田 一 人	S28. 1.11	S30. 3.31	—	2 年 2 月	町村合併
旧内間 木村	池 田 四 郎	(S27.11. 1) S28. 3.16	(S28. 3.15) S30. 3.31	—	(4 月) 2 年 0 月	(教育長事務取扱) 町村合併

発令	氏 名	就任年月日	退任年月日	期	在職年数	備 考
朝霞町	増 田 一 人	S30. 4. 1 (S38.11. 1) (S40.10. 1)	S31. 9.30 (S39. 4. 2) (S41. 3.31)	—	1 年 6 月 (11 月)	地教行法施行による 退職 (教育長事務取扱)
	細 貝 祐 吾	S31.10. 1	S32. 9.30	—	1 年 0 月	辞任
	鈴 木 武 義	S32.10. 1	S38.11. 9	—	6 年 1 月	辞任
	小 山 辰 吉	S39. 4. 3	S40. 9.30	—	1 年 5 月	任期満了
	高 野 良 吉	S41. 4. 3	S42. 3.14	—	11 月	市制施行
朝霞市	高 野 良 吉	S42. 3.15	S42. 6.30	1 期	3 月	辞任
	岩 上 進	S42.10. 1	S48. 6.15	2 期	5 年 8 月	辞任
	並 木 美 昌	S48. 7. 1	H 元. 3.31	5 期	15 年 9 月	辞任
	柏 慶次郎	H 元. 7. 6	H11. 3.31	4 期	9 年 8 月	辞任
	蓮 見 茂	H11. 4. 2	H22. 4. 2	3 期	11 年 0 月	任期満了
	和 田 洋 子	H22. 4. 3	H26. 4. 2	1 期	4 年 0 月	任期満了
	三 好 節	H26. 4. 3	R 3. 4. 2	2 期	7 年 0 月	任期満了
	二 見 隆 久	R 3. 4. 3	現 職	2 期	3 年 5 月	R6.10.1 現在

2 教育関係附属機関の構成

(1) 社会教育委員 15 人（任期：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）

委嘱の根拠	委 員 の 氏 名		
社会教育法第 15 条 朝霞市社会教育委員設置条例 第 2 条	田 邊 雅 也	太 田 禎 治	原 浩 明
	藤 井 文 雄	蕪 木 利 秋	渡 邊 俊 夫
	齋 藤 光 司	金 子 幸 男	菅 原 慎 也
	蔵 田 ひと美	木 村 啓 子	古 川 覚
	小 島 真知子	野 本 一 幸	高 野 正 芳

(2) 文化財保護審議委員 8 人（任期：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）

委嘱の根拠	委 員 の 氏 名		
朝霞市文化財保護条例第 5 条 朝霞市文化財保護条例施行規則 第 21 条	新 井 浩 文	笹 森 紀己子	斯 波 治
	鈴 木 康 之	陶 山 憲 裕	寺 元 正 俊
	富 岡 則 夫	橋 本 直 子	

(3) 公民館運営審議会委員 14 人（任期：令和 5 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日）

委嘱の根拠	委 員 の 氏 名		
社会教育法第 29 条 朝霞市公民館設置及び管理条例 第 15 条	岩 崎 英 雄	田 邊 雅 也	増 田 誉
	福 川 鷹 子	三 浦 英 夫	大 野 良 雄
	渡 邊 孝 一	伊 藤 政 男	須 田 洋 子
	櫛 田 直 子	茂 木 静 枝	田 原 亮
	金 子 幸 男	小 林 祐希子	

(4) 図書館協議会委員 7人(任期:令和6年1月16日~令和8年1月15日)

任命の根拠	委員の氏名		
図書館法第15条 朝霞市立図書館条例第3条 朝霞市立図書館協議会規則第3条	三好正浩	有永克司	茂木静枝
	鈴木恭子	久住毅	石川敬史
	駒牧容子		

(5) 博物館協議会委員 10人(任期:令和5年2月20日~令和7年2月19日)

任命の根拠	委員の氏名		
博物館法第24条 朝霞市博物館条例第7条	猪俣みちよ	榎本洋二	金子幸男
	杉山正司	鈴木香織	陶山憲裕
	利根川仁志	原口憲充	茂木静枝
	吉岡知子		

(6) スポーツ推進審議会委員 15人(任期:令和5年7月1日~令和7年6月30日)

委嘱の根拠	委員の氏名		
スポーツ基本法第31条 朝霞市スポーツ推進審議会に関する条例第4条	石原茂	松尾哲	鈴木静江
	渋谷昇	塩味光夫	馬場典成
	椎橋成美	齋藤光司	鈴木智子
	奥山直希	高橋義正	田中誠
	野口邦彦	井上俊輝	久住毅

(7) スポーツ推進委員 25人(任期:令和5年7月1日~令和7年6月30日)

委嘱の根拠	委員の氏名		
スポーツ基本法第32条 朝霞市スポーツ推進委員に関する規則	馬場典成	塩味光夫	椎橋成美
	茂木善行	野島安広	佐々木雄悦
	篠崎大輔	土屋秀雄	荒川教子
	藤田志穂	谷津諭	大越永人
	星紀宏	吉井美佐子	大橋和美
	坂本邦春	伊藤秀晃	中西一裕
	貝塚裕	井上瞭	山本昌利
	木村直登	浅見優斗	山口英雄
	渡邊孝		

(8) 学校給食運営審議会委員 12人(任期:令和6年7月1日~令和7年6月30日)

委嘱の根拠	委員の氏名		
朝霞市学校給食運営審議会に関する条例第4条	宮林智美	高堀亮太郎	獅子倉晴樹
	宮腰高子	三好正浩	土橋徹嘉
	野口邦彦	太田剛	渡邊聡
	山本眞由美	藤原艶子	川又佐紀

(9) 就学支援委員会委員 37人(任期：令和6年6月1日～令和7年3月31日)

委嘱・任命の根拠	委員の氏名		
朝霞市就学支援委員会条例第4条	安藤 亜希	奈倉 道明	行平 かおる
	伊地知 くみ子	金子 二郎	小林 美加
	塙 彩名	萩原 美恵	加藤 紗奈
	関谷 智恵	星 明日香	水澤 直子
	徳田 初穂	川瀬 亜美	鎌田 葉子
	尾身 紀子	尾崎 寿典	栗原 美加
	久野 佳奈	根岸 瑞恵	山本 志乃
	佐々木 翔大	紺 頼奈々	小川 音
	佐藤 光代	庄 司 恵	藤田 志穂
	大野 由希子	荒嶋 千佳	渡邊 純一
	中西 郁	大森 恵理	高萩 直子
	森木 麻菜美	高橋 智愛	曾我 薫
	石倉 紗緒里		

(10) 学校給食用物資選定委員会委員 13人(任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

委嘱・任命の根拠	委員の氏名		
朝霞市学校給食用物資選定委員会 条例第4条	星野 要	二河 健夫	中 美奈子
	伊藤 麻里奈	和田 直子	青山 哲也
	日辻 万里子	田熊 清香	佐藤 英里子
	吉田 正二	白鳥 康行	川下 朋
	松元 貴寛		

(11) 入学準備金及び奨学金貸付審査会委員 9人(令和6年4月19日～令和7年3月31日)

委嘱・任命の根拠	委員の氏名		
朝霞市入学準備金及び奨学金貸付 審査会条例第4条	唐松 善人	土橋 徹嘉	野口 邦彦
	太田 禎治	鈴木 香織	須田 祥子
	堤田 俊雄	佐藤 元樹	小島 孝之

(12) いじめ問題対策連絡協議会 7人(令和6年4月1日現在)

委嘱・任命の根拠	委員の氏名		
朝霞市いじめ問題対策連絡協議会 条例第4条	神田 直人	杉山 公子	井上 俊輝
	原口 憲充	相澤 昌彦	奥村 晴代
	吉山 隼人		

(13) いじめ問題専門委員会 5人(任期：令和4年6月25日～令和6年6月24日)

委嘱の根拠	委員の氏名		
朝霞市いじめ問題専門委員会条例 第4条	宮川 保之	高橋 健介	杉田 正興
	舟越 珠美	新井 幸好	

3 学校医・学校歯科医・学校薬剤師

学校名	内科医	耳鼻科医	眼科医	歯科医	薬剤師
第一小学校	塩味 善作	増田 毅	谷合 厚	小松 弥生子 保崎 輝夫	大倉 裕子
第二小学校	浅野 修	伊藤 菜穂子	藤宮 幸一	榎本 敏之 山本 守昭	細川 玄機
第三小学校	吉田 光毅	伊藤 菜穂子	谷合 厚	川端 宏之 亀田 光昭	鈴浦 杏
第四小学校	三浦 志朗	増田 毅	福島 正隆	伊藤 雄介 西村 真吾	大澤 研二
第五小学校	池田 直弥	増田 毅	谷合 厚	江夏 裕峰 須田 勝行	星野 純貴
第六小学校	新谷 若菜	伊藤 菜穂子	松岡 雅美	栗原 健二 野入 聡悟	蕪木 邦子
第七小学校	中村 仁	伊藤 菜穂子	大野 尚登	瓜生 豪 小柴 慶一	藤原 艶子
第八小学校	宮田 祐樹	佐内 明子	小笠原 幹英	丸山 進一郎 早矢仕 啓史 服部 愛美子	大澤 研二
第九小学校	西野 多聞	佐内 明子	福島 正隆	藤井 よう子	大倉 裕子
第十小学校	黒田 直樹	増田 毅	福島 正隆	丹野 哲哉 築瀬 武史	渡邊 美知子
第一中学校	富岡 誠一郎	江原 哲夫	福島 正隆	牛山 崇 永田 喜久	蕪木 邦子
第二中学校	丹波 淳哉	江原 哲夫	藤宮 幸一	長谷 誠 小澤 重幸	細川 玄機
第三中学校	濱野 公成	江原 哲夫	松岡 雅美	齊木 茂 曾根原 勉	関 昌之
第四中学校	青柳 徹二	佐内 明子	福島 正隆	塩野 篤史 橋本 直行	藤本 廣子
第五中学校	柴田 愛	増田 毅	谷合 厚	吉澤 禎	鈴浦 杏

4 学校産業医

学校名	氏名	学校名	氏名
第五小学校	塩味 正雄	第一中学校	丹波 淳哉
第六小学校	新谷 若菜	第二中学校	丹波 淳哉
第八小学校	丹波 静香	第三中学校	松村 聡

5 教育施設一覧

施 設 の 名 称	所 在 地	電話番号
朝霞市立朝霞第一小学校	朝霞市膝折町 4-11-7	048-461-0052
朝霞市立朝霞第二小学校	朝霞市岡 3-16-13	048-461-0042
朝霞市立朝霞第三小学校	朝霞市大字浜崎 230	048-471-1630
朝霞市立朝霞第四小学校	朝霞市幸町 1-6-9	048-461-0363
朝霞市立朝霞第五小学校	朝霞市泉水 3-16-1	048-462-0455
朝霞市立朝霞第六小学校	朝霞市本町 1-25-1	048-461-0410
朝霞市立朝霞第七小学校	朝霞市北原 2-6-1	048-472-9172
朝霞市立朝霞第八小学校	朝霞市栄町 5-1-41	048-465-8381
朝霞市立朝霞第九小学校	朝霞市大字台 295	048-466-4481
朝霞市立朝霞第十小学校	朝霞市大字溝沼 828-1	048-469-5443
朝霞市立朝霞第一中学校	朝霞市大字膝折 2-31	048-461-0076
朝霞市立朝霞第二中学校	朝霞市大字岡 199	048-461-6540
朝霞市立朝霞第三中学校	朝霞市大字溝沼 1043-1	048-464-7575
朝霞市立朝霞第四中学校	朝霞市栄町 5-1-60	048-466-4711
朝霞市立朝霞第五中学校	朝霞市大字宮戸 1580	048-471-2236
溝沼学校給食センター	朝霞市大字溝沼 1029-8	048-451-0371
浜崎学校給食センター	朝霞市浜崎 4-13-63	048-473-6291
朝霞市子ども相談室	朝霞市浜崎 3-6-24	048-471-8080
朝霞市中央公民館	朝霞市青葉台 1-7-1	048-465-7272
朝霞市東朝霞公民館	朝霞市根岸台 6-8-45	048-463-9211
朝霞市西朝霞公民館	朝霞市膝折町 4-19-1	048-462-1411
朝霞市南朝霞公民館	朝霞市溝沼 1-5-24	048-461-0163
朝霞市北朝霞公民館	朝霞市朝志ヶ丘 1-4-1	048-473-0558
朝霞市内間木公民館	朝霞市田島 2-18-47	048-456-1055
朝霞市立図書館	朝霞市青葉台 1-7-26	048-466-8686
朝霞市立図書館北朝霞分館	朝霞市大字浜崎 669-1	048-470-6011
朝霞市博物館	朝霞市岡 2-7-22	048-469-2285
朝霞市埋蔵文化財センター	朝霞市大字浜崎 231-2	048-486-2244
朝霞市立総合体育館	朝霞市青葉台 1-8-1	048-465-9811
朝霞市立武道館	朝霞市本町 1-12-3	048-461-7522
溝沼子どもプール	朝霞市大字溝沼 1033	048-464-0023
朝霞中央公園野球場	朝霞市青葉台 1-9-2	048-465-7277
朝霞中央公園陸上競技場	朝霞市青葉台 1-9-1	048-465-7278
北朝霞公園野球場	朝霞市北原 1-3	

施 設 の 名 称	所 在 地	電話番号
青 葉 台 公 園 芝 生 広 場	朝霞市大字膝折 2-30	048-463-1333
上野荒川運動公園野球場	朝霞市大字上内間木上野 651-1	
上野荒川運動公園サッカー場	朝霞市大字上内間木上野 651-1	
朝霞市立滝の根テニスコート	朝霞市溝沼 2-8	048-462-1372
青 葉 台 公 園 テ ニ ス コ ー ト	朝霞市大字膝折 2-30	048-463-1333
弁 財 公 園 テ ニ ス コ ー ト	朝霞市東弁財 3-12	
内 間 木 公 園 テ ニ ス コ ー ト	朝霞市大字上内間木 518-3	048-456-2282
内 間 木 公 園 ソ フ ト ボ ー ル 場	朝霞市大字上内間木 518-3	048-456-2282
内 間 木 公 園 弓 道 場	朝霞市大字上内間木 518-3	048-456-2282

朝 霞 の 教 育
(令和6年度)

令和6年12月発行

発行 朝霞市教育委員会（学校教育部教育総務課）

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

TEL 048(463)1111（代表）（内線2422）

FAX 048(467)4716

E-mail kyoiku_somu@city.asaka.lg.jp

<http://www.city.asaka.lg.jp/site/kyoiku/>

第2期朝霞市教育振興基本計画

令和3（2021）年度～ 令和7（2025）年度

基本理念

心豊かに

生きる力をはぐくむ

朝霞の教育



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」



朝霞市教育委員会

MUSASHINO FRONT ASAKA

目 次

第1章 総論

1 計画の趣旨・性格・期間・位置付け	2
2 第1期計画の検証	4
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化	16
4 朝霞市の目指す教育の姿	18

第2章 施策の展開

施策の体系	24
-------------	----

【学校教育】

基本目標1 朝霞の次代を担う人材の育成	30
---------------------------	----

- 施策1 豊かな心を育む教育の推進
- 施策2 いじめ・不登校対策の推進
- 施策3 人権を尊重した教育の推進
- 施策4 生徒指導・教育相談の充実
- 施策5 体力の向上と学校体育活動の推進
- 施策6 健康の保持・増進
- 施策7 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成	38
----------------------------	----

- 施策1 確かな学力の育成
- 施策2 進路指導・キャリア教育の推進
- 施策3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- 施策4 技術革新に対応する教育の推進
- 施策5 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- 施策6 共生社会を目指した支援・指導の充実

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実	46
---------------------------------	----

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 子どもたちの安全・安心の確保
- 施策3 快適な教育環境の整備充実

基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	50
------------------------------------	----

- 施策1 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

【生涯学習】

基本目標5 生涯学習活動の推進	52
-----------------------	----

施策1 生涯学習推進体制の充実

施策2 学習情報の提供と学習機会の充実

施策3 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

基本目標6 学びを支える環境の充実	56
-------------------------	----

施策1 学習活動の支援・充実

施策2 利用しやすい施設の提供

【スポーツ・レクリエーション】

基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進	59
--------------------------------	----

施策1 推進体制の充実

施策2 活動情報の提供の充実

施策3 スポーツ事業の充実

施策4 団体、指導者の育成・支援と交流の促進

基本目標8 利用しやすい施設の提供	62
-------------------------	----

施策1 利用しやすい施設の整備

施策2 利用しやすい施設の運営

【地域文化】

基本目標9 歴史や伝統の保護・活用	64
-------------------------	----

施策1 文化財の保護・活用・伝承支援

施策2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

施策3 小・中学校等と連携した学習活動

基本目標10 芸術文化の振興	67
----------------------	----

施策1 芸術文化の活動の充実支援

施策2 発表と鑑賞の機会の充実支援

第3章 計画の推進

1 計画の点検、評価の実施	70
---------------------	----

2 指標	71
------------	----

資料

用語の説明	75
-------------	----

策定の経緯	86
-------------	----

※本冊子に掲載している写真は令和元年度以前に実施した事業のものです。

第Ⅰ章

総論



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」

I 計画の趣旨・性格・期間・位置付け

(1) 計画の趣旨

本市では、平成25年度からおおむね10年先を見通した教育の理念を定めた朝霞市教育振興基本計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、教育の振興に取り組んでまいりました。本来であれば令和4年度までの計画期間となっておりますが、平成30年度に国の教育振興基本計画、令和元年度に埼玉県教育振興基本計画が改訂されたほか、令和2年度に*学習指導要領の改訂や本市の第5次朝霞市総合計画（以下、「総合計画」という。）及び朝霞市教育大綱（以下、「教育大綱」という。）の見直しがあることから、第1期計画につきましても、令和2年度に見直しを行うことといたしました。

第1期計画においては、豊かな人間性を育むための道德教育の充実、基礎的な学力を確実に習得させるための指導方法の工夫改善、家庭と連携した子どもの健康づくり、健康教育や*食に関する指導の充実、生涯を通じた多様な学習活動の推進などを実施してまいりました。

これからの社会は、少子高齢化や急速な技術革新、*グローバル化など、変化の激しい社会が予想されるため、教育では*主体的・対話的で深い学びの実現や、*人生100年時代を見据えた生涯学習・スポーツの推進などが求められています。

今後、社会の変化とともに教育の果たす役割がますます重要になっていく中、本市の今後5年間の教育に関する計画として「第2期朝霞市教育振興基本計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定します。

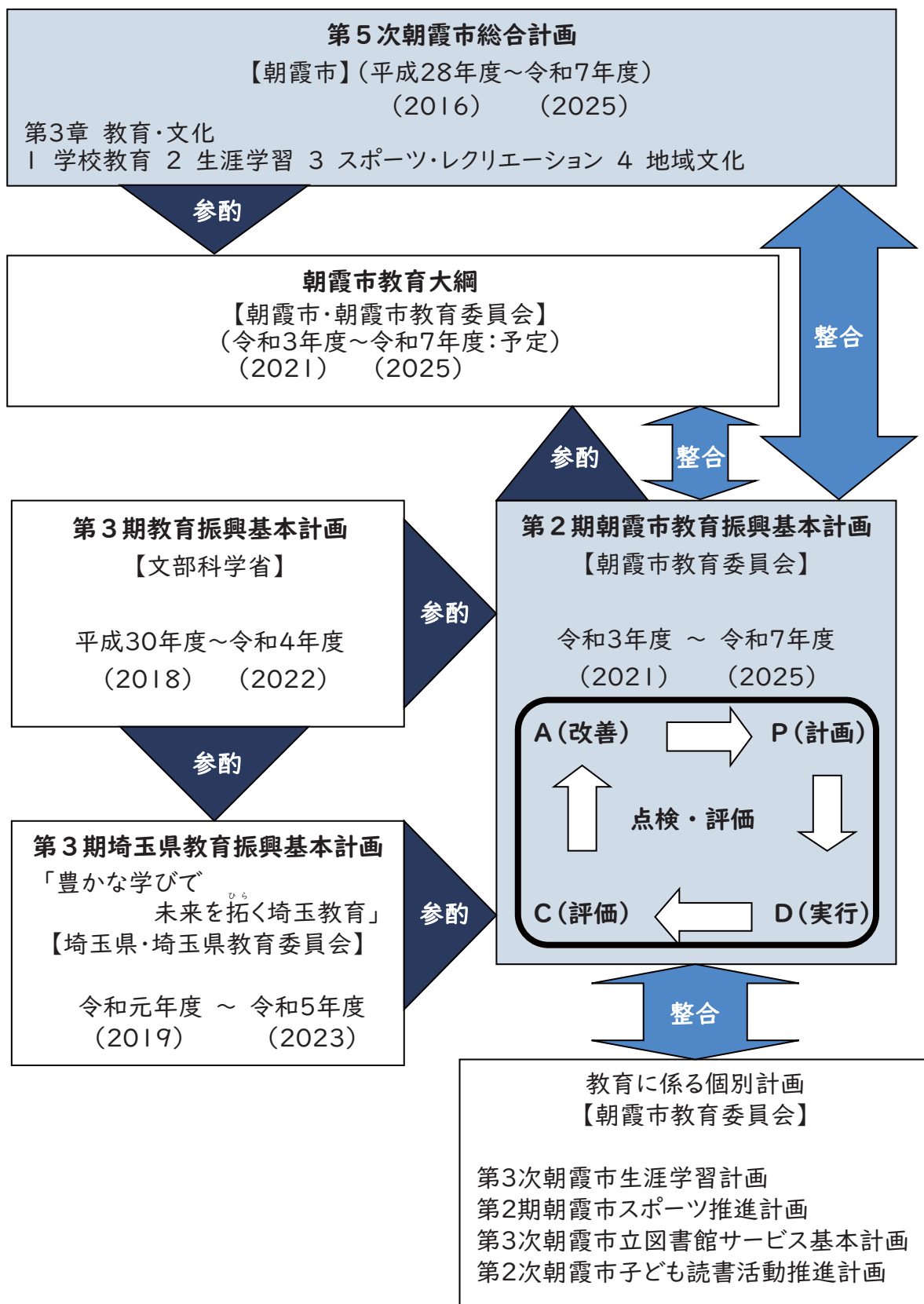
(2) 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく本市の教育振興施策に関する基本的な計画として、国の第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）、埼玉県の第3期教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）及び第5次朝霞市総合計画を参酌しつつ、本市における教育振興を図るための基本的な計画です。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で、

(4) 計画の位置付け



2 第1期計画の検証

第1期計画では、おおむね10年先を見通した基本理念を「21世紀を心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」として、2つの基本方針、5つの基本目標、102の取組を実施してまいりました。

その中で教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、本計画の施策やその権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、教育行政施策評価報告書として作成・公表しています。

ここでは、第1期計画の検証として、本計画での実施状況及び数値目標を設定している指標について、平成25年度から令和元年度までの実績等の状況について検証します。

基本目標Ⅰ 朝霞の次代を担う人材の育成

基本目標Ⅰ「朝霞の次代を担う人材の育成」の主な取組は7つです。各取組での主な状況としては、「豊かな心をはぐくむ教育の推進」、「人権を尊重した教育の推進」と「体力の向上と学校体育活動の推進」では、道徳教育、*人権教育や体力向上などについて、研究開発学校の指定による研究発表会等を活用し、各学校の授業において実践しています。「いじめ・不登校対策の推進」では、*いじめのアンケート調査の実施やいじめ防止月間を設定するなど、一つ一つの事象に対して確実に対応しています。「生徒指導・教育相談の充実」では、教育相談体制として*スクールカウンセラー、*さわやか相談員や*サポート相談員を、また、希望する学校には、*学生サポート、*スチューデントサポーターを配置し、多様化する相談内容に適切に対応しています。「健康の保持・増進」では、*食に関する指導において、家庭との連携を推進し、充実に努めています。また、第八小学校に自校給食室の整備を進めています。「小学校と幼稚園・保育園の連携の推進」では、毎年度、小学校入学前に保幼小連絡会を行い、*小1プロブレムへの対応を実施しています。

指標名：「教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）」達成度

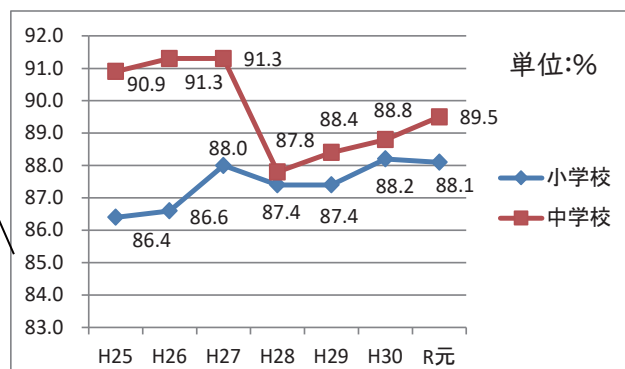
この取組の目標値は達成できています。小・中学校とも平均的な数値では達成できていますが、「整理整頓」「あいさつ」「話を聞き発表する」の3点について重点的に取り組む必要があります。

計画策定時(H23)	65.5%~98.8%
目標値(R2)	小・中学校とも全項目において85%以上

実績(H25~R元)

目標値:85%以上

※県内の全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率



指標名：「新体カテスト」の県平均を上回る項目割合

この取組の目標値は達成できていません。小学校の「反復横跳び」「20mシャトルラン」、中学校の「握力」「ボール投げ」が課題となっています。

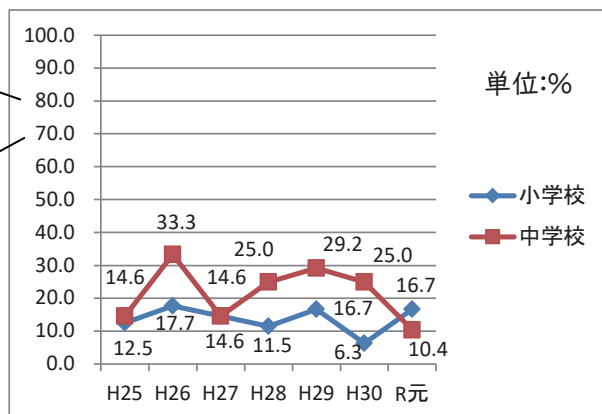
計画策定時(H23)	小学校 37.5%、中学校 60.4%
目標値(R2)	小学校 70.0%、中学校 80.0%

実績(H25～R元)

目標値:中学校
80.0%

目標値:小学校
70.0%

※毎年5月～7月の間で実施



指標名：不登校児童・生徒の割合

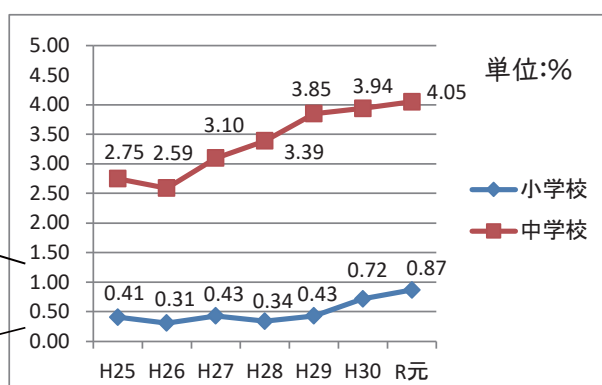
この取組の目標値は達成できていません。*不登校は本市の課題であり、その要因としては、人間関係の悩みや家庭環境等があり、様々な要因が複合的に絡み合っているため、解決は容易ではありません。今後も引き続き、各学校での組織的な対応、関係諸機関との連携を図っていく必要があります。

計画策定時(H23)	小学校 0.45%、中学校 2.75%
目標値(R2)	小学校 0.23%、中学校 1.38%

実績(H25～R元)

目標値:中学校
1.38%

目標値:小学校
0.23%



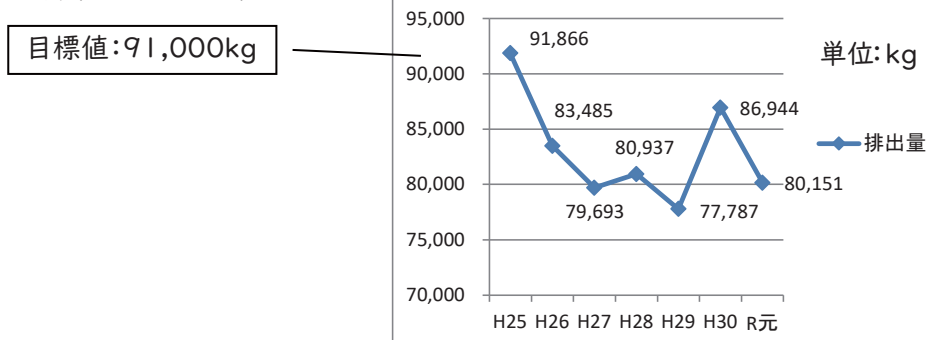
※年度内に30日以上欠席した児童・生徒の出現率(病気や経済的理由を除く)

指標名：給食残菜の排出量

この取組の目標値は平成25年度が達成できていませんが、それ以降は達成できています。今後も引き続き給食残菜の排出量の抑制に努めていきます。

計画策定時(H23)	103,542kg
目標値(R2)	91,000kg

実績(H25～R元)



※学校給食センターと自校給食校を合わせた総排出量

基本目標Ⅱ 確かな学力と自立する力の育成

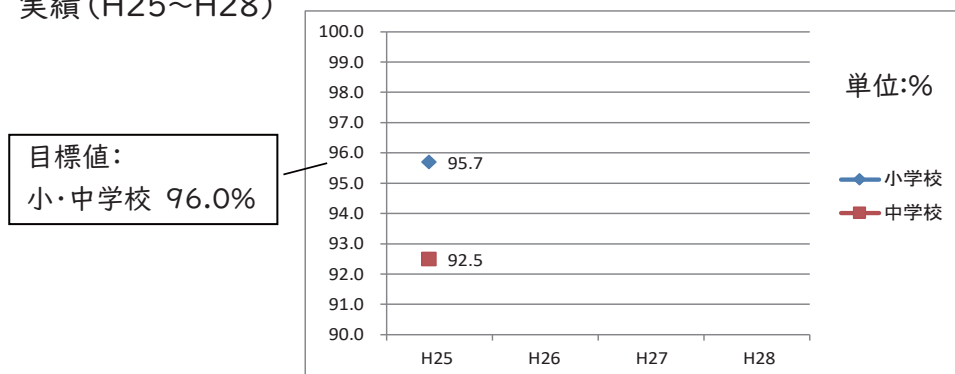
基本目標Ⅱ「確かな学力と自立する力の育成」の主な取組は7つです。各取組での主な状況としては、「確かな学力の育成」では、小学校*低学年補助教員や*あさか・スクールサポーターを配置し、学習形態を*少人数指導等にするなどの工夫をしています。「進路指導・キャリア教育の推進」では、中学生社会体験チャレンジなど、地域での社会体験活動やふれあい活動により、社会や職業などへの関心や意欲を高めています。「伝統と文化を尊重し国際性をはぐくむ教育の推進」では、令和2年度からの小学校外国語教育の実施に向け、*小学校専任外国人講師の更なる活用に取り組んでいます。「学校*ICTを活用した情報教育の推進」では、校務用パソコンの整備を進め、指導案や教材などの*アーカイブ化を進めています。「環境教育の推進」では、小学校3年生であさかの環境(副読本)を活用し、地域の環境教育に取り組んでいます。「ボランティア・福祉教育の推進」では、総合的な学習の時間などを活用し、車椅子体験などを行い、他人を思いやる心や社会に貢献する態度などを身に付けるよう努めています。「特別支援教育の推進」では、*共生社会の形成に向けた*インクルーシブ教育システムの構築を進めています。また、障害の重度・重複化及び多様化に対応するため、通常学級における障害のある児童生徒支援員等の配置を計画的に行うとともに、合理的配慮の提供を行うなど、きめ細かい指導を進めています。

指標名：「教育に関する3つの達成目標（学力）」基礎学力定着度 （平成25年度のみ：中断）

この取組は平成26年度以降中断されています。平成25年度実績では小学校における「読む・書く」達成率は95.1%、「計算」は96.3%であり、ほとんどの項目で90%を上回りました。また、中学校においては「読む・書く」が92.1%、「計算」が92.9%で、3年生の「展開をとらえた内容理解、表現活動」が課題となっています。

計画策定時(H23)	小学校94.8%、中学校93.7%
目標値(H29)	小・中学校とも96.0%

実績(H25～H28)



※県内の全小・中学校を対象に実施される「読む・書く」「計算」のテストにおける平均正答率（平成25年度まで実施）

前述の「教育に関する3つの達成目標(学力)」基礎学力定着度については、平成25年度（本計画策定時）に指標として定めていましたが、基礎学力定着度検証テストが平成26年度から中断されているため、平成29年度に行った本計画の一部修正時に第5次総合計画前期基本計画にある指標名「学習状況調査の達成状況」とし、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される*全国学力・学習状況調査における平均正答率に変更しました。その指標の達成状況につきまして、次のとおり示します。

指標名：学習状況調査の達成状況（平成29年度の一部修正版より）

この取組の目標値は、平成30年度は中学校国語においてわずかに下回ったものの、小学校の県平均についてはすべて上回りました。令和元年度においては、全ての教科において目標値を上回りました。

なお、各A問題として指標を定めたが平成30年度からA問題とB問題が統一されたため、各教科における平均正答率としています。

一部修正(H29)	全国平均を上回る。
目標値(R2)	全国平均を上回る。

※小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される*全国学力・学習状況調査における平均正答率

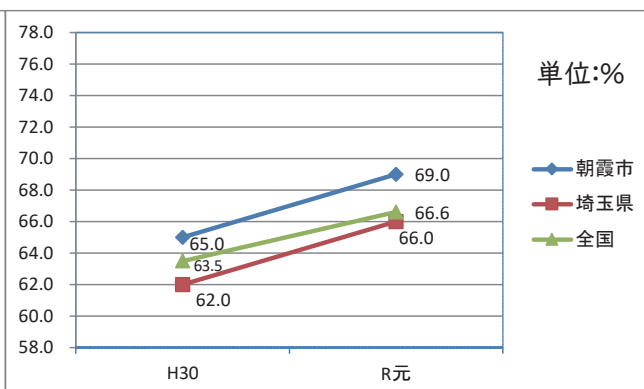
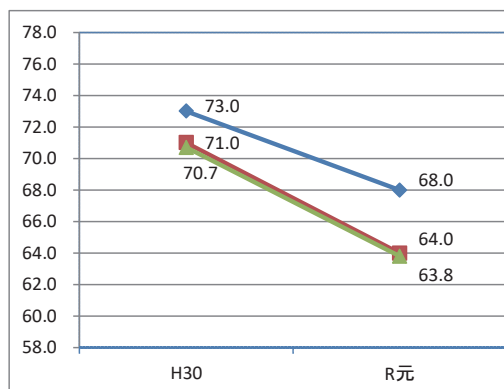
第1章 総論

実績(H30～R 元)

目標値:各教科、全国平均を上回る

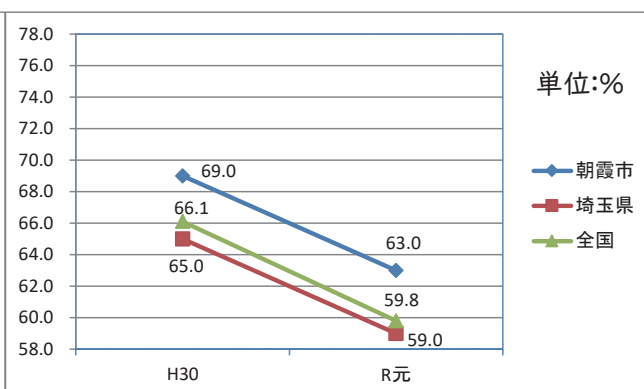
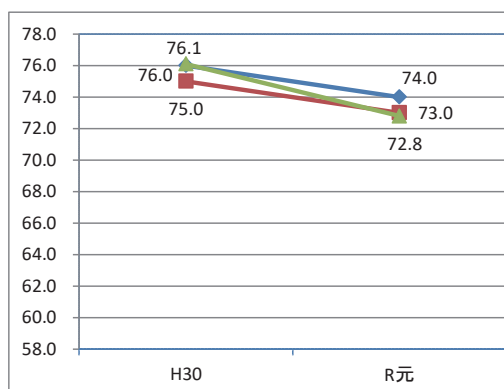
【小学校国語】

【小学校算数】



【中学校国語】

【中学校数学】



※埼玉県の数値は参考として掲載しています。

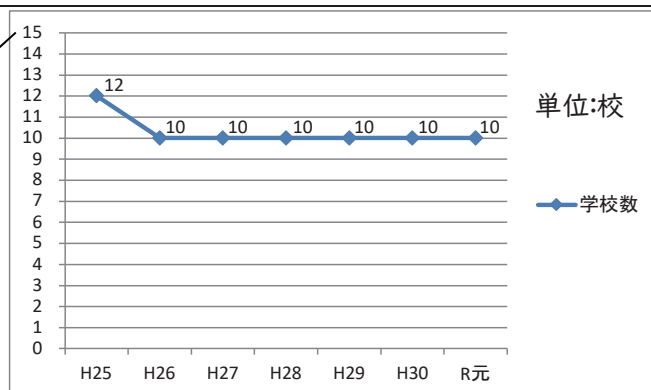
指標名：博物館で見学・体験授業を実施した学校数

この取組の目標値は達成できていません。小学校10校全ての3年生が博物館で見学及び体験学習に参加しました。小学校1年生では10校、6年生では5校が博物館を利用した授業に参加しています。

計画策定時(H23)	4校
目標値(R2)	小・中学校 15校

実績(H25～R 元)

目標値:
小・中学校 15校



※小・中学校の授業において朝霞市博物館を訪れ、博物館と連携して実際に古い道具等に触れたり、郷土の歴史を学んだりする授業を実施した学校数

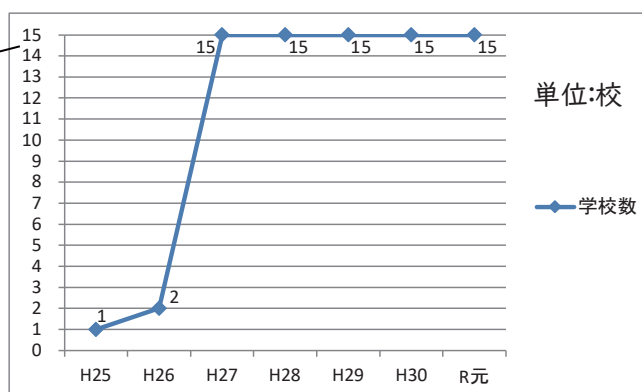
指標名：ICT機器を活用した授業の実施学校数

この取組の目標値は達成できています。平成25年度は、第三中学校で*ICT機器を活用した双方向授業を実施し、平成26年度は、第二小学校・第三中学校でタブレット端末を活用した授業を実施しました。現在は、全ての学校でコンピュータ室を活用した授業や普通教室においても*ICT機器を活用した授業が実施されています。なお、*プログラミング教育については、平成30年度に第六小学校で*ICT機器を活用した授業を実施しました。

計画策定時 (H23)	0 校
目標値 (R2)	小・中学校 15 校

実績 (H25～R 元)

目標値：
小・中学校 15 校



※*ICTを活用し、児童生徒の意欲を高め、理解が深まり、表現や技能を高める、学習効果の高い授業が日常的に行われている学校数

基本目標Ⅲ 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

基本目標Ⅲ「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」の主な取組は3つです。各取組での主な状況としては、「教職員の資質・能力の向上」では、*教科等指導員を配置するとともにあさか教師塾の開催、研究開発校の指定などの取組を実施したことにより資質・能力の向上が図られていると考えています。「子どもたちの安心・安全の確保」では、緊急地震速報の活用や火災・地震・竜巻などの災害の条件を変えた避難訓練など、学校で創意工夫して「自分の身は自分で守る」という児童生徒の育成に努めています。「快適な教育環境の整備充実」では、継続的な施設改修等に加え、小・中学校の体育館にエアコンを設置する工事を進めています。

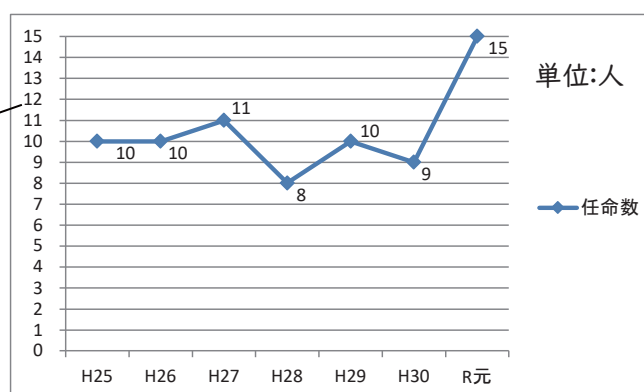
指標名：「教科等指導員」任命数

この取組の目標値は達成できています。*教科等指導員として教職員を任命し、学校訪問において指導の充実を図っています。

計画策定時 (H23)	0 人
目標値 (R2)	12 人

実績 (H25～R 元)

目標値：
小・中学校 12 人



※全ての教科等(国語、社会、算数・数学、理科、生活・総合的な学習の時間、音楽、図工・美術、技術・家庭科、体育・保健、道徳、外国語・外国語活動、特別活動)において指導のリーダーとなる「教科等指導員」を任命する。

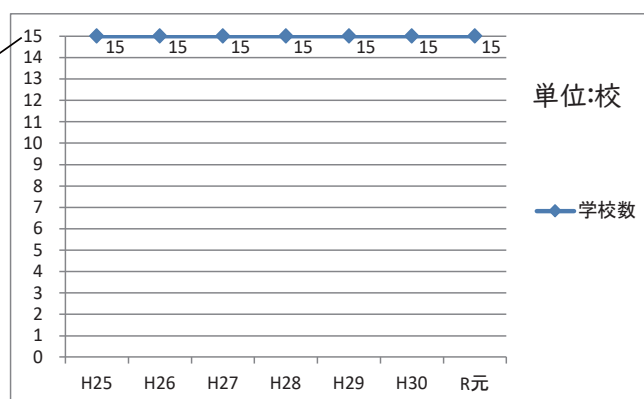
指標名：「緊急地震速報」を用いた避難訓練が効果的に実施されている小・中学校数

この取組の目標値は達成できています。緊急地震速報を用いた避難訓練を、15校で実施し、全小・中学校に実施されている通常の避難訓練とともに、災害発生時等の対応について、共通理解を図っています。

計画策定時 (H23)	0 校
目標値 (R2)	小・中学校 15 校

実績 (H25～R 元)

目標値：
小・中学校 15 校



※定期的に防災マニュアルの見直しが行われ、「緊急地震速報」を用いた避難訓練が効果的に実施されている小・中学校の数

基本目標Ⅳ 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

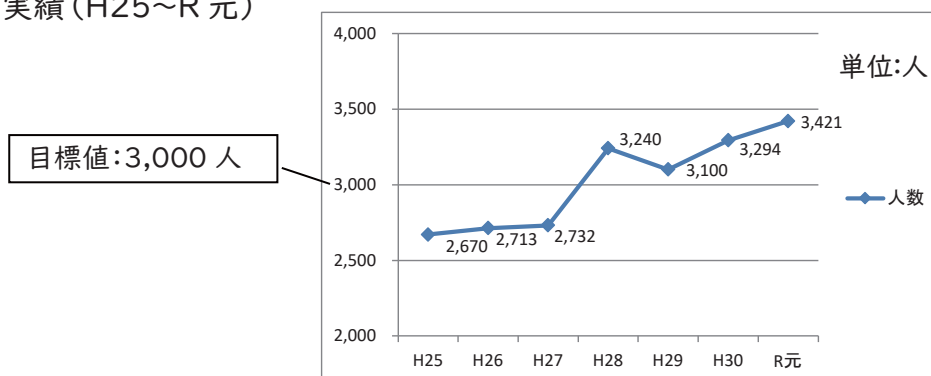
基本目標Ⅳ「学校・家庭・地域が連携した教育の推進」の主な取組は2つです。各取組での主な状況としては、『「学校応援団」の充実』では、特色ある学校づくりにおいて、児童生徒や地域等、各学校の実態を踏まえた上で、専門的な知識や技能を持つ市民を積極的に支援員として活用し、学校・家庭・地域が一体となった活動ができています。「学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上」では、*学校評議員や*学校運営協議会などを通じて得られた外部の意見を学校経営・学校運営に反映させながら、体験活動や奉仕活動、防犯活動等を推進することで、地域で子どもを育てようとする意識が醸成されてきています。

指標名：学校応援団の活動人数

この取組の目標値は達成できています。目標値を超えていることから地域住民が様々な場面で教育活動に参加していることが分かります。学校・保護者・地域住民がそれぞれの長所を生かしながら、協力して朝霞の子どもたちを育てる体制が構築されています。

計画策定時(H23)	2,880人
目標値(R2)	3,000人

実績(H25～R元)



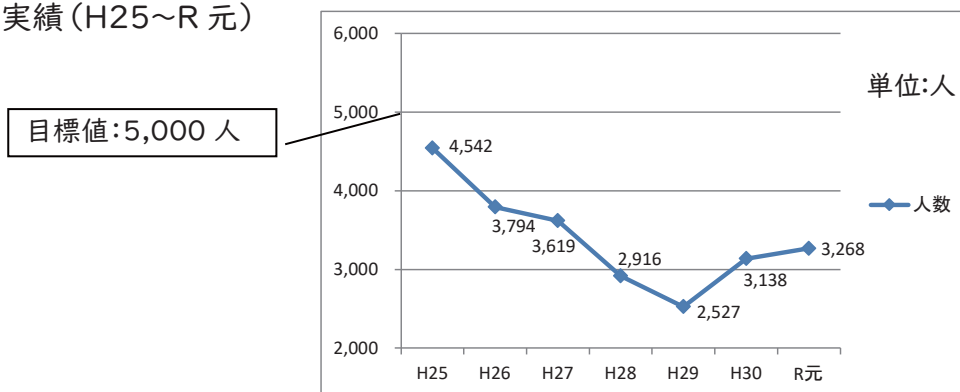
※市内全小・中学校で1年間に活動した総人数

指標名：家庭教育学級参加者数

この取組の目標値は達成できていません。平成30年度から*家庭教育学級数が減となっています。参加者数は増えており、各学級が創意工夫を凝らした運営を行うことにより、参加者に家庭教育の必要性について認識を高めることができています。また、子どもたちへの教育支援を引き続き実施し、次世代を担う子どもたちが、豊かな心を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携・協力し、お互いの責任と役割を認識しながら地域全体で子どもたちに対する教育力の向上が図られています。

計画策定時(H23)	5,036人
目標値(R2)	5,000人

実績(H25～R元)



※各家庭教育学級が開催した講座に参加した年間総人数

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

基本目標Ⅴ「生涯学習とスポーツの振興」の主な取組は4つです。各取組での主な状況として「生涯を通じた多様な学習活動の推進」では、ボランティアバンクを活用した生涯学習講座の開講、「*子ども大学あさか」、「*放課後子ども教室」などにおける学校や民間との協働など、他市と比較しても特筆すべき事業を多く実施することができています。「スポーツ・レクリエーション活動の推進」では、東京2020大会の機運醸成のためのイベントの実施や地元の実業団選手による1,500m走を市民体育祭で実施するなど、市民のスポーツに対する興味関心を高めることでスポーツ振興を図っています。「歴史や伝統の保護・活用と芸術文化の振興」では、旧高橋家住宅を単なる保存管理するのみならず、ボランティアを巻き込んだ事業を展開することで知名度もあがってきており、入園者数の増加にもつながっているものと考えています。一方で、芸術文化展、芸能まつり、文化祭の入場者数が伸び悩んでいます。共同事業者である朝霞市文化協会とは毎年協議を重ねており、様々な創意工夫を行うことで内容は充実できていると考えています。

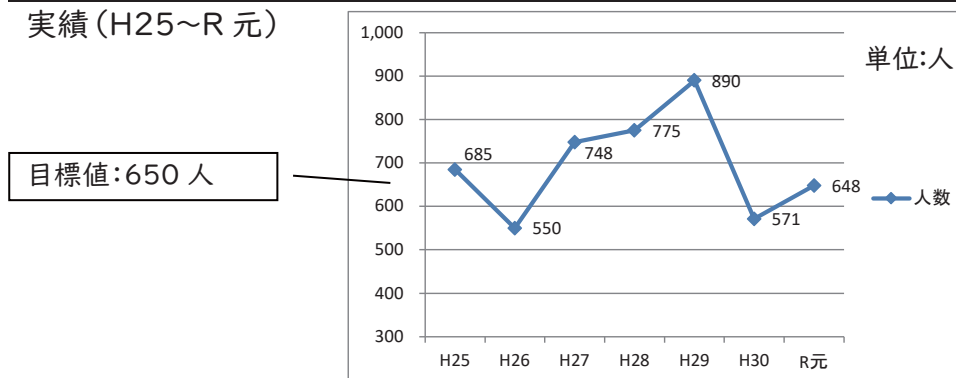
指標名：生涯学習体験教室参加者数

この取組の目標値は一部の年度で達成できていません。第3次朝霞市生涯学習計画における生涯学習を進めるうえでの基本方針の一つとして、「市民の主体性の尊重と協働による役割分担」を掲げています。そのため、市は、市民の主体的な学習行為は最大限に尊重するとともに、そうした気持ちが芽生えるようにサポートすることに努めています。その中で、生涯学習体験教室や市民企画講座のように、市民や団体自らが「教えたい、学習したい」という欲求に応じた、主体的な学習活動が行われていくことが、これからの生涯学習のあるべき姿であると考えています。

今後についても、市民等の参画を得ながら、社会や市民のニーズに応じた学習と学習環境の整備に努め、市民の学びの支援を行っていきます。

計画策定時(H23)	512人
目標値(R2)	650人

実績(H25～R元)



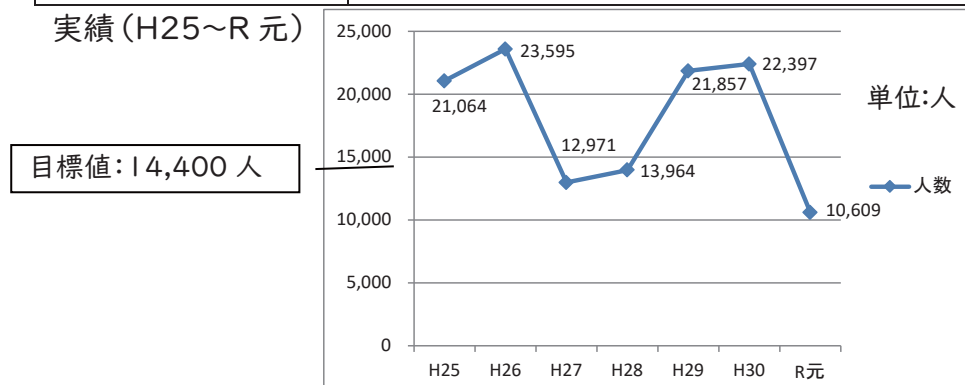
※生涯学習体験教室に参加した年間総人数

指標名：市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数

平成27・28年度に市民体育祭が雨天中止、令和元年度は市民体育祭及びロードレース大会が中止となり、目標達成に影響を与えましたが、この取組の目標値は達成できていると考えます。天候に左右される部分もありますが、目標達成に向けアンケート調査や朝霞市文化・スポーツ振興公社、朝霞市体育協会と調整を図りながら、参加しやすい大会や魅力ある教室を継続して行っています。

計画策定時(H23)	18,889人
目標値(R2)	14,400人

実績(H25～R元)



※1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数

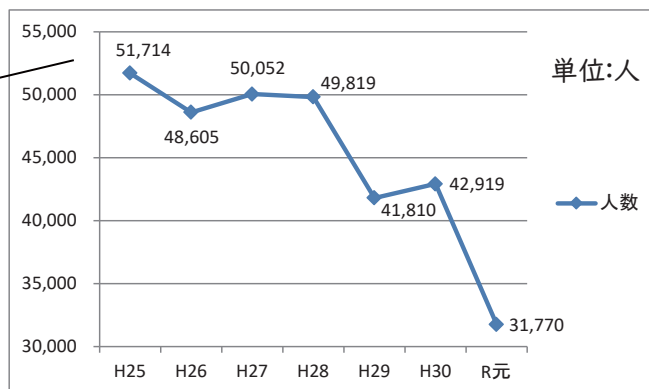
指標名：博物館入館者数

この取組は目標値には至っていません。これは、各種修繕工事により閉館したためであり、事業については順調に展開できています。今後も展示や講座、体験教室などを実施していくとともに、インターネットや*SNSを使用した広報活動を充実させ、新たなニーズの取りこみを目指していきます。また、博学連携事業により、児童、生徒の学校外の学習の場として、教育の一翼を担ってまいります。

計画策定時(H23)	54,266 人
目標値(R2)	53,500 人

実績(H25～R 元)

目標値:53,500 人



※博物館の年間入館者数

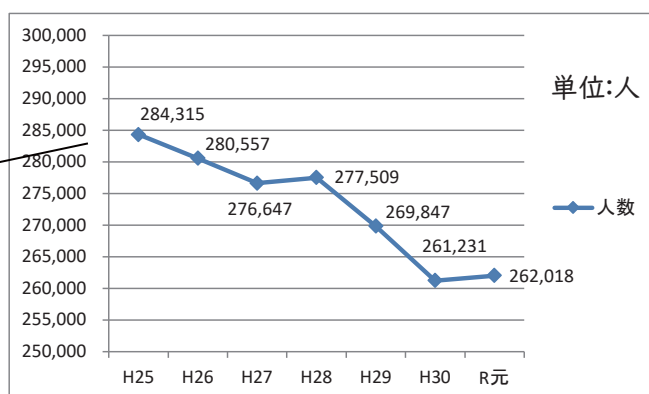
指標名：図書館貸出者数

この取組の目標値は達成できていません。インターネットの普及に伴い、誰もが容易に情報検索や情報入手できる社会環境になるとともに、紙等の従来の記録媒体によらない電子媒体が普及しつつあり、情報資源が多様化しています。これらの社会環境の変化が出版物減少や読書離れとなり、図書館貸出者数にも影響を及ぼし減少傾向に及んでいるものと考えられます。一方、貸出利用を伴わない来館者は相当数あり、多くの方が利用している状況です。今後、現在の社会状況に応じた電子図書の提供などや利用者のニーズ把握に努め、図書館サービスを考えていく必要があります。

計画策定時(H23)	294,974 人
目標値(R2)	285,000 人

実績(H25～R 元)

目標値:285,000 人



※図書館本館、北朝霞分館、公民館図書室での年間総貸出者数

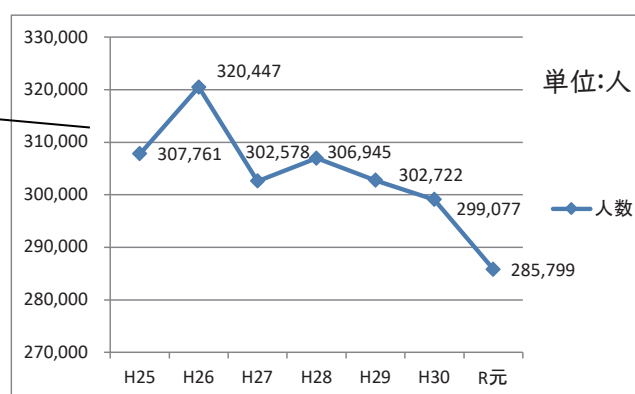
指標名：公民館利用者数

この取組の目標値は達成できていません。公民館で活動する団体数、活動回数、一回当たりの活動者数がともに減少傾向にあり、総体として利用者数の減少につながっています。一方、公民館の利用率については、年差はあるものの横ばいであることから、各団体の活動形態に変化が生じているものと考えられます。今後、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、新しい生活様式の実践が定着すると、公民館活動に大きな変化・影響が出るものと思われ、公民館のあり方、施設提供のあり方を改めて考えていく必要があります。

計画策定時(H23)	299,193 人
目標値(R2)	313,000 人

実績(H25～R 元)

目標値:313,000 人



※公民館の年間延べ利用人数

朝霞市キャラクター
「ぼぼたん」

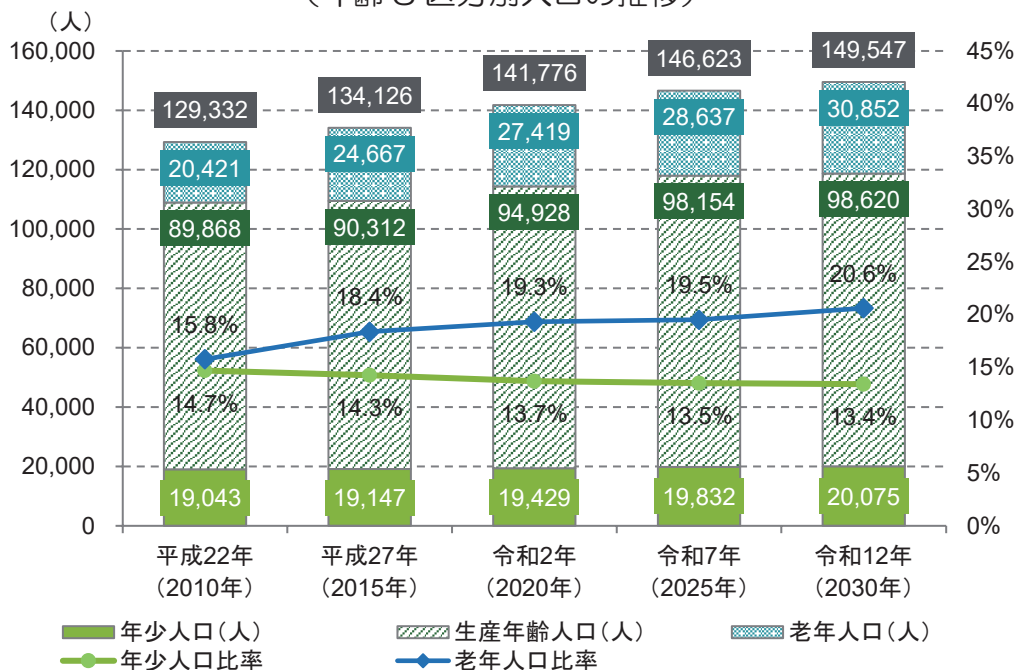
3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化

(1) 人口の減少・高齢化の進展

全国的には人口の減少局面に移行しています。今後、年少人口が減少し、老年人口が増加する少子高齢化がさらに進展すると考えられています。さらに、医療体制の充実、医学の進歩などにより、平均寿命が伸長し、*人生100年時代の到来を予測する研究もあります。

本市では、今後もしばらくは人口の増加傾向が続くと見込まれ、また、高齢化率は全国平均と比べて低く推移していくことが見込まれています。このことから、緩やかに少子高齢化が進展するものと予想されます。

【本市の人口の推移と将来推計】
(年齢3区分別人口の推移)



※第5次朝霞市総合計画後期基本計画（案）より

(2) 急速な技術革新、雇用構造の変化

近年、情報通信技術(*ICT)などの分野における技術革新が著しく、令和12年(2030年)頃には、*IoT(Internet of Things)や人工知能(*AI)といった先端技術がさらに高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる*超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想されています。

これらの技術革新の進展により、日本における労働人口の約半数が就いている職業が、技術的には*AIやロボットなどに代替できる可能性が高くなり、また、これまでになかった仕事生まれることで、労働市場を変容させ、雇用構造が大きく変わることが予想されています。

（３）グローバル化の進展と多様性の尊重

情報通信技術や交通分野の発展に伴い、人やモノ、情報などが国境を越えて地球規模で移動する*グローバル化が、現在よりもさらに加速していくことが予想されています。人間の生活圏に関しても、人口減少傾向にある我が国への外国人労働者の増加等により、外国人人口がこれまで以上に増えていくと考えられています。本市においても在留外国人数及び外国籍の児童生徒数は増加傾向にあります。そのようなことから、身近なところで人種、国籍、障害、性別、性的指向、年齢などの多様な価値観や文化に触れる機会が増えるとともに、社会生活において多言語に対応した取組や*ノーマライゼーションの理念に基づく取組などを求められることが予想されます。

（４）地球規模の問題の進行

経済や技術の発展が豊かさや便利さをもたらす一方、環境問題に伴う自然災害への影響や感染症等の課題が地球規模で増大しています。そのような中、平成27年（2015年）に国連サミットで*持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、地球規模での持続可能な社会の構築を目指すため、主体的に行動できる人材の育成などの取組が求められています。

（５）子どもをめぐる状況の変化

近年における、スマートフォンや様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、子どもが*ICT機器を利用する時間が増えている一方、*SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなどのネットトラブルやネットいじめ等、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、子どもの安全が脅かされる事態も生じています。

また、家庭の経済的背景と子どもの学力などに相関関係がみられるとの研究もあり、貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じることが懸念されていることから、効果的な対策を講じることが求められています。

（６）地域と家庭の状況の変化

核家族化など家族形態の変容やライフスタイルの多様化などにより、地域コミュニティが弱体化し、高齢者や困難を抱えた親子などの孤立を生じさせ、身近に相談できる相手がいないという課題が示されています。

（７）教職員にかかる状況の変化

*学習指導要領の改訂や*GIGAスクール構想の推進に伴い、教育の内容や方法が変化する中で、教職員自身がその資質・能力を向上させるために新たな知識・技能を習得することが求められています。

4 朝霞市の目指す教育の姿

基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

基本方針

- 学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、
子どもたちに生きる力をはぐくみます
- 一人一人が心豊かに
ともに学び 生きるまちを目指します

基本目標

学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

生涯学習

- (5) 生涯学習活動の推進
- (6) 学びを支える環境の充実

スポーツ・レクリエーション

- (7) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (8) 利用しやすい施設の提供

地域文化

- (9) 歴史や伝統の保護・活用
- (10) 芸術文化の振興

1 基本理念

心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育

本市では、第1期計画として平成25年度からおおむね10年先を見通した「21世紀を心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を基本理念として教育の振興に取り組んでまいりました。第2期計画を作成するにあたり教育を取り巻く社会の動向を見ますと少子高齢化、急速な技術革新、*グローバル化など、複雑で予測困難な時代となってきました。

これからの変化の激しい社会を生きるために「生きる力」を身に付けた、心身ともに健やかな子どもを育み、我が国や本市の明日を担う人材を育成することは、保護者を始め、市民の皆さんの共通の願いであると考えます。

また、*人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたる学びを通じて、学びの成果を発揮し、一人一人が輝き続けられる社会の実現が求められています。

これまでも第1期計画や第5次総合計画に基づいた各種教育施策を実施してまいりましたが、第2期計画においても引き続き実施していくことから、第2期計画での、本市の教育についての基本理念を

「心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」とします。

●生きる力とは

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の*学習指導要領の答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力であると示されました。

平成20年3月に行われた*学習指導要領の改訂においては、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要性を増す、いわゆる知識基盤社会において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むことがますます重要になっているという認識が示され、知・徳・体のバランスのとれた育成や基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことなど、児童・生徒に「生きる力」を育むことが重要であるとされました。

令和2年度から実施している*学習指導要領では、情報化や*グローバル化といった社会的状況の変化が人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童・生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合っており、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通じて必要な力を育てていくことが重視されています。

こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであるため、各学校の創意工夫を生かした特色のある教育活動を通して、児童・生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指すことを示しています。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、施策を実施していくに当たっては、次の二つの方針を掲げて取り組みます。

■ 学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、子どもたちに生きる力をはぐくみます

*学習指導要領において「生きる力」という理念は、子どもたちを取り巻く社会の激しい変化に対応するためにますます重要となっています。

「生きる力」は、豊かな心、確かな学力、健やかな体の調和のとれた育成により育まれるものであり、学校や家庭はもとより、地域の住民や大学・企業、行政が相互に連携し、子どもたちを教育することが必要となります。

このため、市民一人一人が教育に対する関わりを深め、教育に参画し、学校を核として市民が協働して子どもたちに「生きる力」を育みます。

■ 一人一人が心豊かに とともに学び 生きるまちを目指します

*人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学習の成果を仕事や地域、社会の問題発見・解決につなげていくことが大切となります。

自ら学び、人に学び、学びを伝え、その教えを生かしながら豊かな社会をつくることは、その人の人生を豊かにすると同時に、家族や友人、仲間そして地域の豊かさにつながり、コミュニティづくりや異世代間の交流などへと展開していきます。そこには人づくりによる元気なまちづくりの姿があります。

市民一人一人が心豊かな暮らしを送り、地域の中でともに学び、ともに生きる、生涯学習社会の実現を目指します。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を踏まえて、今後5年間に取り組む教育行政の10の基本目標を示します。

【1 学校教育】

(1) 朝霞の次代を担う人材の育成

道徳教育の充実や体験学習・読書活動の推進などにより、子どもたちに豊かな心を育むとともに、*いじめや*不登校などの課題に取り組めます。

また、健康の保持増進や体力の向上などにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

*主体的・対話的で深い学びにより、確かな学力を身に付けさせるとともに、伝統と文化を尊重し国際性を育む教育や技術革新に対応する教育を推進します。

また、*キャリア教育、主体的に社会の形成に参画する力の育成や*共生社会を目指した多様な学びを推進し、子どもたちが自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

(3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

教職員の資質・能力の向上や安心・安全な施設整備及び効果的な教育活動のための学習環境整備を推進することで、質の高い教育を支える教育環境の整備充実を図ります。

(4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

社会が大きく変化する中で、未来を拓く人材を育成するためには、地域の多様な人的・物的資源の活用が必要となります。教育に対する市民の関心を高め、学校を中心として家庭、市民、そして団体や企業が一体となって、地域社会全体で教育に取り組めます。

【2 生涯学習】

（5）生涯学習活動の推進

*人生100年時代において、人生をより豊かに過ごすためには、生涯にわたる学びを通じた地域社会との関わりが不可欠です。社会情勢に対応した学習機会の提供や、各種団体への支援等を行うことで、個々の学びの成果を発揮する機会を整え、地域社会とのつながりが持てるような生涯学習活動の推進を図ります。

（6）学びを支える環境の充実

公民館、博物館、図書館は、生涯学習の拠点として安全・安心な施設整備が必要となります。また、効果的に教育活動を推進するため、各施設において生涯にわたる学びを支える環境の充実を図ります。

【3 スポーツ・レクリエーション】

（7）スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるためには、多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会が必要となります。このため、スポーツ関係事業の積極的な広報やスポーツ指導者の育成などを推進してまいります。

（8）利用しやすい施設の提供

市内のスポーツ施設の老朽化が進む中、安全・安心な施設整備のために計画的な改修を進め、市民が利用しやすいスポーツ施設の提供を図ります。

【4 地域文化】

（9）歴史や伝統の保護・活用

地域の歴史や文化財の保護・活用を図ることは、その地域が持つ歴史的特徴を市民が知る、学ぶことにつながり、地域への愛着も深まります。博物館があるという強みを生かし、歴史資料の展示や学校と連携した歴史学習を進め、文化・伝統を未来に伝えていきます。

（10）芸術文化の振興

芸術文化は、人々の心に安らぎや感動をもたらし、人生を豊かにするとともに新たな創造や交流を生み出す力を持っています。市民が多様な芸術文化に親しむことができるよう、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることで、芸術文化の振興を推進します。

第2章 施策の展開

- 施策の体系
- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5
- 基本目標 6
- 基本目標 7
- 基本目標 8
- 基本目標 9
- 基本目標10



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」

施策の体系

学校教育

基本目標Ⅰ 朝霞の次代を担う人材の育成

施策(7)		主な取組(25)
(1) 豊かな心を育む教育の推進	— — — — —	(ア) 道徳教育の充実 (イ) 規律ある態度の育成 (ウ) 体験活動などの推進 (エ) 読書活動の推進【再掲:2-1-オ】
(2) いじめ・不登校対策の推進	— — — — —	(ア) いじめ防止対策の推進 (イ) 教育相談体制の充実【再掲:1-4-エ】 (ウ) 不登校児童生徒への支援 (エ) 家庭・地域・関係諸機関との連携【再掲:1-4-イ】 (オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲:1-3-エ】
(3) 人権を尊重した教育の推進	— — — — —	(ア) 学校教育における人権教育の推進 (イ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進【一部再掲:5-1-オ】 (ウ) 児童虐待防止教育の推進 (エ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲:1-2-オ】
(4) 生徒指導・教育相談の充実	— — — — —	(ア) 生徒指導体制の充実 (イ) 家庭・地域・関係諸機関との連携【再掲:1-2-エ】 (ウ) 子どもの課題に応じた支援策の推進 (エ) 教育相談体制の充実【再掲:1-2-イ】
(5) 体力の向上と学校体育活動の推進	— — — — —	(ア) 児童生徒の体力の向上 (イ) 学校体育の充実 (ウ) 持続可能な部活動の運営
(6) 健康の保持・増進	— — — — —	(ア) 健康教育の充実 (イ) 学校保健活動の充実 (ウ) 食に関する指導、食育の推進 (エ) 児童生徒の健康の保持増進【再掲:3-3-エ】
(7) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進	—	(ア) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

施策(6)	主な取組(19)
(1) 確かな学力の育成	(ア) 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践 (イ) 指導方法の工夫改善 (ウ) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の推進【一部再掲:2-4-ア】 (エ) 小・中学校9年間の一貫した教育の推進 (オ) 読書活動の推進【再掲:1-1-エ】
(2) 進路指導・キャリア教育の推進	(ア) 進路指導の充実 (イ) キャリア教育の推進
(3) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進【再掲:9-3-イ】 (イ) 英語を始めとした外国語教育の推進 (ウ) 日本人帰国児童生徒・外国人児童生徒への支援
(4) 技術革新に対応する教育の推進	(ア) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の推進【一部再掲:2-1-ウ】 (イ) 情報活用能力の育成
(5) 主体的に社会の形成に参画する力の育成	(ア) 主権者教育の推進 (イ) 消費者教育の推進 (ウ) 環境教育の推進 (エ) 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進【再掲:2-6-ウ】
(6) 共生社会を目指した支援・指導の充実	(ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実 (イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進 (ウ) 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進【再掲:2-5-エ】

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

施策(3)	主な取組(11)
(1) 教職員の資質・能力の向上	(ア) 教職員研修と調査研究の充実 (イ) 指導技術の共有の推進 (ウ) 教職員の健康の保持増進 【再掲:3-3-オ】
(2) 子どもたちの安全・安心の確保	(ア) 安全教育の推進 (イ) 地域ぐるみの学校安全体制の推進 【再掲:4-1-ウ】
(3) 快適な教育環境の整備充実	(ア) 学校施設の整備推進 (イ) 教材、図書等の整備推進 (ウ) 中学校自由選択制度並びに特認校制度の実施 (エ) 児童生徒の健康の保持増進 【再掲:1-6-エ】 (オ) 教職員の健康の保持増進 【再掲:3-1-ウ】 (カ) 就学に対する援助の充実

基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

施策(1)	主な取組(6)
(1) 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上	(ア) コミュニティ・スクールの設置推進 (イ) 学校応援団の活動の充実 (ウ) 地域ぐるみの学校安全体制の推進 【再掲:3-2-イ】 (エ) 家庭教育の充実の支援 【再掲:5-2-カ】 (オ) 青少年健全活動の推進 【再掲:5-1-エ】 (カ) 学校施設の開放【再掲:8-2-イ】

生涯学習

基本目標5 生涯学習活動の推進

施策(3)	主な取組(14)
(1) 生涯学習推進体制の充実	(ア) 生涯学習推進体制の充実 (イ) 多世代での交流・学習活動の推進 (ウ) 公共施設の活用の充実 【再掲:7-3-ウ】 (エ) 青少年健全活動の推進 【再掲:4-1-オ】 (オ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進 【一部再掲:1-3-イ】
(2) 学習情報の提供と学習機会の充実	(ア) 生涯学習情報の提供の充実 【一部再掲:7-2-イ】 (イ) 生涯学習を始めたい人への支援の充実 (ウ) 多様な学びの機会の提供の推進 (エ) 民間施設との連携の推進 【一部再掲:7-1-イ】 (オ) 子どもたちの居場所づくりの推進 (カ) 家庭教育の充実の支援 【再掲:4-1-エ】
(3) 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	(ア) 団体、学習グループへの支援の充実 (イ) リーダーの育成・活用 【再掲:10-1-イ】 (ウ) 学習相談の充実【再掲:6-1-エ】

基本目標6 学びを支える環境の充実

施策(2)	主な取組(6)
(1) 学習活動の支援・充実	(ア) 公民館の充実 (イ) 図書館の充実 (ウ) 博物館の充実 (エ) 学習相談の充実【再掲:5-3-ウ】 (オ) 発表と鑑賞の機会の充実支援 【一部再掲:10-2-ア】
(2) 利用しやすい施設の提供	(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

スポーツ・レクリエーション

基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策(4)		主な取組(8)
(1) 推進体制の充実	└┐	(ア) 地域全体での推進体制の整備 (イ) 民間施設との連携の推進 【一部再掲:5-2-エ】
(2) 活動情報の提供の充実	└┐	(ア) 活動情報の提供の充実 【再掲:7-3-イ】 (イ) 生涯学習情報の提供の充実 【一部再掲:5-2-ア】
(3) スポーツ事業の充実	└┐	(ア) スポーツ行事の充実 (イ) 活動情報の提供の充実 【再掲:7-2-ア】 (ウ) 公共施設の活用 of 充実 【再掲:5-1-ウ】
(4) 団体、指導者の育成・支援と交流の促進	└┐	(ア) 人材の育成と交流の促進

基本目標8 利用しやすい施設の提供

施策(2)		主な取組(3)
(1) 利用しやすい施設の整備	└┐	(ア) スポーツ施設の整備推進
(2) 利用しやすい施設の運営	└┐	(ア) スポーツ施設の充実 (イ) 学校施設の開放【再掲:4-1-カ】

地域文化

基本目標 9 歴史や伝統の保護・活用

施策(3)	主な取組(5)
(1) 文化財の保護・活用・ 伝承支援	(ア) 文化財の保護・活用 (イ) 郷土芸能の保護・活用・伝承支援
(2) 地域資料の専門的調査 研究とその成果の展示・ 公開	(ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の 展示・公開
(3) 小・中学校等と連携した 学習活動	(ア) 小・中学校等と連携した学習活動 (イ) 伝統と文化を尊重する教育の推進 【再掲:2-3-ア】

基本目標 10 芸術文化の振興

施策(2)	主な取組(4)
(1) 芸術文化の活動の充実 支援	(ア) 芸術と文化の香りあふれるまちづくりに 向けた学習の支援 (イ) リーダーの育成・活用 【再掲:5-3-イ】 (ウ) 芸術文化活動の充実支援
(2) 発表と鑑賞の機会の 充実支援	(ア) 発表と鑑賞の機会の充実支援 【一部再掲:6-1-オ】

学校教育

目指す姿

子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身につけ、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

基本目標Ⅰ 朝霞の次代を担う人材の育成

現状と課題

本市では、一人一人の児童生徒へきめ細かな指導を行うため、生徒指導や教育相談体制の整備充実などに取り組んでいます。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。

施策

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 いじめ・不登校対策の推進
- 3 人権を尊重した教育の推進
- 4 生徒指導・教育相談の充実
- 5 体力の向上と学校体育活動の推進
- 6 健康の保持・増進
- 7 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進



いじめ撲滅サミット2019



おいしい給食

施策Ⅰ

豊かな心を育む教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 答えが一つではない道徳的な課題に子どもたちが向き合い、考え、議論する態度を育みます。
- (イ) 子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めることに努めます。
- (ウ) 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進します。
- (エ) 知識を広め、心を豊かにするため、「*朝霞市子ども読書活動推進計画」や「*埼玉県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

■主な取組

(ア) 道徳教育の充実

- 「特別の教科 道徳」において、発達段階に応じ、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の取組を推進するとともに、「*彩の国の道徳」の活用を図ります。
- *道徳教育推進教師を中心としながら、校内指導体制の充実を図ります。



特別の教科 道徳の授業

(イ) 規律ある態度の育成

- 「*埼玉県学力・学習状況調査」の質問紙調査結果を本人・保護者と学校が共有することにより、児童生徒の規律ある態度の育成を図ります。

(ウ) 体験活動などの推進

- *学校ファームや*朝霞市中中学生社会体験チャレンジ事業などの様々な体験活動を推進します。

(エ) 読書活動の推進【再掲:2-1-オ】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、子どもたちの読書活動を推進します。

施策 2

いじめ・不登校対策の推進

■施策の方向性

- (ア) *いじめは全ての子どもたちに関係する問題であり、どの子どもでも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、「*いじめ防止対策推進法」や「*埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などに基つき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- (イ) 多様化する家庭環境にある子どもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。
- (ウ) *不登校児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
- (エ) 家庭・地域及び関係諸機関と連携して子どもたちを取り巻く環境に働きかけることで、子どもの問題行動の早期解決に努めます。
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。

■主な取組

(ア) いじめ防止対策の推進

- *いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応により、早期解消を目指します。
- 「いじめに関する保護者アンケート」、「心と生活アンケート」や「いじめ防止月間」などを通じて、*人権感覚の育成及びいじめ防止に努めます。

(イ) 教育相談体制の充実【再掲：Ⅰ-4-エ】

- *スクールソーシャルワーカー、*スクールカウンセラー、*さわやか相談員、*サポート相談員、*学生サポート、*スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- *子ども相談室、*さわやか相談室の活動の充実を図り、学校との連携の推進に取り組みます。

(ウ) 不登校児童生徒への支援

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 個々の*不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 小・中学校の連携を推進し、*不登校の未然防止や児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行います。

(エ) 家庭・地域・関係諸機関との連携【再掲：Ⅰ-4-イ】

- 子どもたちの問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決に努めます。

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：Ⅰ-3-エ】

- 男女平等の視点に立った教育の他、*性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権問題に対応した教育の充実を図ります。
- *いじめを始めとした人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、児童生徒の豊かな*人権感覚を育みます。

施策 3

人権を尊重した教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 子どもたちが各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな*人権感覚を育成できる教育活動を行います。
- (イ) 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して*人権意識の高揚を図ります。
- (ウ) 関係諸機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- (エ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。

■主な取組

(ア) 学校教育における人権教育の推進

- 各学校において*人権教育の全体計画・年間指導計画に基づき、積極的な*人権教育を推進します。
- 人権教育主任研修会を中心に*人権意識の高揚を図る授業研究を実施します。
- 豊かな*人権感覚を育てるために、参加・体験型の学習を充実します。
- *人権教育総合推進地域事業としての活動を市内全域に広げ、*人権教育の一層の充実を図ります。



性的マイノリティ
理解・対応研修会

(イ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進【一部再掲：5-1-オ】

- 生涯学習における*人権教育と連携し、学校・家庭・地域が一体となった*人権教育を推進します。
- *人権作文、*人権標語の作成や*人権の花運動を推進し、学校・家庭・地域が一体となり*人権意識の高揚を図ります。

(ウ) 児童虐待防止教育の推進

- 児童虐待から子どもたちを守るため、教職員の研修を充実し、家庭や地域の関係諸機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

(エ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-2-オ】

- 男女平等の視点に立った教育の他、*性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- *いじめを始めとした人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、児童生徒の豊かな*人権感覚を育みます。

施策 4

生徒指導・教育相談の充実

■施策の方向性

- (ア) あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- (イ) 家庭・地域及び関係諸機関と連携して子どもたちを取り巻く環境に働きかけることで、子どもの問題行動の早期解決に努めます。
- (ウ) 問題を抱える子どもの課題に応じた支援に取り組みます。
- (エ) 多様化する家庭環境にある子どもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。

■主な取組

(ア) 生徒指導体制の充実

- 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進します。
- 生徒指導に関する実質的な課題解決のために、*小・中連携推進協議会を各中学校単位で開催し、小学校と中学校が連携し、生徒指導に係る問題解決に取り組みます。
- 児童生徒の規範意識の醸成、人への思いやりなどの豊かな心の育成、健全で安全な生活態度や習慣の形成を図るため、学校が保護者、地域、関係諸機関と連携して*非行防止教室を開催します。

(イ) 家庭・地域・関係諸機関との連携【再掲：1-2-エ】

- 子どもたちの問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決に努めます。

(ウ) 子どもの課題に応じた支援策の推進

- 関係諸機関などと連携して、問題を抱える子どもに対する相談を始めとした支援に取り組みます。

(エ) 教育相談体制の充実【再掲：1-2-イ】

- *スクールソーシャルワーカー、*スクールカウンセラー、*さわやか相談員、*サポート相談員、*学生サポート、*スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- *子ども相談室、*さわやか相談室の活動の充実を図り、学校との連携の推進に取り組みます。



子ども相談室

施策 5**体力の向上と学校体育活動の推進****■施策の方向性**

- (ア) 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるため、学校での授業や体育的行事などにより、子どもたちに運動習慣を身に付けるための教育活動を行います。
- (イ) 体育に関する研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- (ウ) 部活動の持続可能な運営体制を整えます。

■主な取組**(ア) 児童生徒の体力の向上**

- 体育テストの結果を毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長や体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 体力向上委員会を中心とした組織的な取組により、市全体の体力を調査・分析し、体力推進事業に取り組みます。



体育の授業

(イ) 学校体育の充実

- 学校体育における事故防止や安全な授業を実践するための研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

(ウ) 持続可能な部活動の運営

- 部活動に関する教職員や外部指導者の指導力向上のため、研修を実施します。
- 指導者不足等への対応や専門性を生かした指導の充実のため、外部指導者の活用を進めます。
- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。



学校総合体育大会



市内小学校陸上大会

施策 6

健康の保持・増進

■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るために、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進します。
- (イ) 学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- (ウ) 食事についての正しい知識や望ましい食習慣を子どもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (エ) 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。

■主な取組

(ア) 健康教育の充実

- 学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣を子どもたちが規則正しく身に付けるための取組を進めます。
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。
- *薬物乱用防止教室などに保護者の参加を促し、麻薬、大麻、危険ドラッグ等の乱用薬物の恐ろしさを十分理解させるための取組を行います。

(イ) 学校保健活動の充実

- 保健主事を中心とした学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組みます。

(ウ) 食に関する指導、食育の推進

- 発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食習慣を実践できる児童生徒を育成するとともに、保護者等への積極的な啓発活動を行います。
- 栄養教諭や学校栄養職員による「*食に関する指導」を全校で実施します。
- アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安全・安心なものとするために、保護者と学校で正しい知識に基づいた除去食等による学校給食のアレルギー対応の充実に努めます。



食に関する指導

(エ) 児童生徒の健康の保持増進【再掲:3-3-エ】

- 児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- 飲料水の水質検査や教室の空気検査等を実施し、学校環境衛生の管理を徹底します。

施策 7

小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

■施策の方向性

(ア) 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた学校教育を推進するため、小学校と幼稚園、保育園等の円滑な接続を推進します。

■主な取組

(ア) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

- *朝霞市幼児教育振興協議会を設置し、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図ります。
- 幼稚園教職員や保育士、小学校教職員との相互交流や合同研修会を行うことで小学校への円滑な接続を図ります。

保幼小連携事業
(保育園見学会)



小学校入学に係る
保幼小連絡会

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

現状と課題

未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。先行きが不透明な時代に子どもたちが将来、社会の形成者としての役割を果たすためには、確かな学力を身につけるとともに基盤となる自己肯定感や規範意識をしっかりと持たせることなどがが必要です。そのためには、子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう教育することが求められています。

施 策

- 1 確かな学力の育成
- 2 進路指導・キャリア教育の推進
- 3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- 4 技術革新に対応する教育の推進
- 5 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- 6 共生社会を目指した支援・指導の充実



全国学力・学習状況調査



主体的・対話的で深い学び
の視点からの授業

施策 I

確かな学力の育成

■施策の方向性

- (ア) 児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用する力と学習意欲・態度を把握し、児童生徒一人一人を確実に伸ばす学習指導を進めます。
- (イ) 児童生徒に対する個に応じた指導を実現するため、指導方法などの工夫・改善を進めます。
- (ウ) 児童生徒が主体的に学びに参加し、思考力・判断力・表現力等を育む授業を推進します。
- (エ) 小・中学校9年間の一貫した教育を推進します。
- (オ) 知識を広め、心を豊かにするため、「*朝霞市子ども読書活動推進計画」や「*埼玉県子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進します。

■主な取組

(ア) 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践

- *埼玉県学力・学習状況調査の結果を毎年度連続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 児童生徒一人一人の学力の伸びを分かりやすく示すことにより、学習意欲の向上につなげます。
- 学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善につなげます。

(イ) 指導方法の工夫改善

- 研修会や指導資料などを充実させ、各学校において指導内容・指導方法の工夫・改善をします。
- *あさか・スクールサポーター、*低学年補助教員や小学校の*理科支援員を活用し、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを育成します。
- 児童生徒に対するきめ細かな指導を実施するため、*少人数指導等の個に応じた指導を進めます。

(ウ) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の推進

【一部再掲：2-4-ア】

- 児童生徒が主体的に学びに参加し、児童生徒同士や教職員が相互に意見を交わし、お互いの関わりの中で考えを統合して、自らに理解を深める授業を推進します。

(エ) 小・中学校9年間の一貫した教育の推進

- 小・中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。

(オ) 読書活動の推進【再掲：1-1-エ】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、子どもたちの読書活動を推進します。

施策 2

進路指導・キャリア教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域、企業と連携して、発達段階に応じた体系的・系統的な*キャリア教育を推進します。

■主な取組

(ア) 進路指導の充実

- 学校へ提供する進路指導情報を充実します。
- 進路指導主事会を充実します。

(イ) キャリア教育の推進

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的な*キャリア教育を推進します。
- 将来働くことについて、意欲や関心が持てるように、学校・地域・事業所が一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。



中学生社会体験チャレンジ事業

施策 3**伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進****■施策の方向性**

- (ア) 伝統・文化を尊重し、我が国と郷土朝霞を愛する態度を養います。
- (イ) 国際化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。

■主な取組

(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進【再掲：9-3-イ】

- 地域の教育資源の活用とともに、博物館と学校とが連携して取り組む*博学連携事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。

(イ) 英語を始めとした外国語教育の推進

- 児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育などを推進するため、教職員研修などを充実します。
- *小学校専任外国人講師により、小学校の外国語教育を推進し、中学校の英語授業へのスムーズな接続を図ります。
- *中学校英語指導助手により、中学校の外国語教育を推進します。

(ウ) 日本人帰国児童生徒・外国人児童生徒への支援

- 帰国児童生徒や外国人児童生徒などが、学校生活へ円滑に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。



英語わくわくサマーキャンプ



朝霞班中学校英語弁論暗唱大会
朝霞市予選

施策 4

技術革新に対応する教育の推進

■施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、*情報活用能力を育成します。
- (イ) あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、子どもたちの*情報活用能力などを高めるための取組を推進します。

■主な取組

- (ア) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業の推進

【一部再掲：2-1-ウ】

- 児童生徒が主体的に学びに参加し、児童生徒同士や教職員が相互に意見を交わし、お互いの関わりの中で考えを統合して、自らに理解を深める授業や一人一人の能力・適性に応じた学びなどに*GIGAスクール構想等で整備した情報端末を効果的に活用し、社会で生きていくために必要な資質・能力を育成します。
- *プログラミング教育の円滑な実施を支援します。

- (イ) 情報活用能力の育成

- 情報と情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、情報端末などを活用した学習活動を充実するとともに、情報社会のルールや*情報セキュリティ、*情報モラルの適切な指導を行います。
- 全ての教職員が情報端末を活用した実践的な指導ができるよう、指導力の向上のための研修を充実します。



電子黒板を活用している授業

施策 5**主体的に社会の形成に参画する力の育成****■施策の方向性**

- (ア) 公共の精神に基づいて個人と社会との関係を適切に理解するとともに、社会的課題に対応し、将来の社会を担っていくことができる力を育成します。
- (イ) 自立した消費者として責任ある消費行動ができるよう必要な知識や考える力などを育成します。
- (ウ) 地域の環境を生かした環境教育を推進し、児童生徒の環境を守ろうとする心と態度の育成を目指します。
- (エ) 持続可能な社会の担い手となる力を育成します。

■主な取組

(ア) 主権者教育の推進

- 小・中学校段階から子どもたちが政治に参加するための自覚を育成するとともに、納税などに対する積極的な態度を育成するため、*学習指導要領に基づき*主権者教育を推進します。

(イ) 消費者教育の推進

- 一人一人が消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できるようにするため、*学習指導要領に基づき消費者教育を推進します。

(ウ) 環境教育の推進

- 地域にある様々な環境を生かした教育環境を推進します。
- 二酸化炭素排出量を削減するための啓発活動を行います。
- 小学校の*理科支援員を活用し、環境教育を推進します。

(エ) 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進【再掲:2-6-ウ】

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、*持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

施策 6

共生社会を目指した支援・指導の充実

■施策の方向性

- (ア) *ノーマライゼーションの理念に基づき、*共生社会を目指した多様な学びの場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることで*インクルーシブ教育を推進します。
- (イ) 発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施することで、子どもたちに他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範及び社会に貢献しようとする態度を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性の基礎を育成します。
- (ウ) 持続可能な社会の担い手となる力を育成します。

■主な取組

(ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実

- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意するため、*発達障害を含む障害のある子どもたちの学習環境の整備に取り組みます。
- *ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒が、通常学級のクラスに入り、ともに学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。
- *LD、*ADHD、自閉症、情緒障害を中心とした*発達障害のある児童に対して、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とした自立活動を行い、円滑な学校生活を送れるよう指導を進めていきます。
- 性同一性障害に係る児童生徒などに対して、児童生徒の心情等に配慮したきめ細かい対応を進めます。
- 各学校において、*発達障害を含む障害のある子どもに一貫した支援を行うため、*特別支援教育コーディネーターの決定や、校内委員会の設置、個別の教育支援計画の作成など、支援体制の整備に取り組みます。
- 管理職を始め教職員に対して、特別支援教育に関する研修や発達障害理解のための研修会などを実施し、教職員の専門性の向上を図り、児童生徒の理解に努めます。
- *発達障害を含む障害のある幼児・児童及び生徒に対し、その保護者と就学相談を進める中で、心身の障害の種類、程度等を判断して適切な就学支援を行います。

(イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進

- 子どもたちの実態を把握し、発達段階に配慮するとともに、教職員の共通理解の下、組織的・計画的にボランティア体験・福祉体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進を目指します。
- 地域や学校の実態に応じて、指導方法や指導内容を工夫するとともに、家庭や地域の人々及び社会福祉施設等の理解や協力を得ながら、連携してボランティア・福祉活動を実施します。

(ウ) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進【再掲：2-5-エ】

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、*持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

なかよし作品展



なかよし発表会

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

現状と課題

次代を担う子どもたちを育むためには、教職員が学び続ける存在として、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市では、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、心や身体健康の増進、働き方改革に基づく取組を進めるなどの支援を行っています。また、快適な教育環境を目指し、自校給食室の設置、老朽化した学校の改修、エアコンの整備や*ICT環境の充実、柔軟な通学区の運用などに取り組んでいます。今後、しばらくの間、人口増が続くと推計されている中、老朽化する学校施設の長寿命化を図り、児童生徒数の変動を見据えた、安全・安心で持続的な教育環境を確保することが求められています。

施策

- 1 教職員の資質・能力の向上
- 2 子どもたちの安全・安心の確保
- 3 快適な教育環境の整備充実



あさか教師塾



学校の体育館に設置を進めているエアコン

施策Ⅰ

教職員の資質・能力の向上

■施策の方向性

- (ア) 様々な研修等や教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (イ) 教育に関する調査研修資料等の共有化により、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- (ウ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

■主な取組

(ア) 教職員研修と調査研究の充実

- 授業力の向上などを目指し、教育研究奨励費受給者研修会を実施し、専門教科とともに資質の向上を図ります。
- *教科等指導員を指定し、指導主事とともに教科等の指導を行うことで指導の充実を図るとともに、*教科等指導員自身が自らの指導方法、指導技術の一層の向上を図ります。
- 研究開発学校を指定し、学校課題に応じた研修を実施することで、特色ある学校づくりを推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 様々な主任会、あさか教師塾などの研修を充実し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

(イ) 指導技術の共有の推進

- 教育に関する研究成果や実践例、様々なデータの*アーカイブ化を進め、教育活動の工夫・改善に生かします。

(ウ) 教職員の健康の保持増進【再掲：3-3-オ】

- 健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。
- 学校業務アシスタントの活用により教職員の負担軽減に努めます。



研究開発発表会



教育研究奨励費受給者研修会

施策 2

子どもたちの安全・安心の確保

■施策の方向性

- (ア) 児童生徒が危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■主な取組

(ア) 安全教育の推進

- 児童生徒が危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように、様々な状況に応じた避難訓練を計画的に実施します。
- 交通安全教室や自転車運転実技試験などを実施し、安全に生活できる児童生徒を育成します。
- 児童生徒の安全を確保するため、各学校において危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員研修を充実します。

(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の推進【再掲：4-1-ウ】

- 交通指導員により子どもたちの安全を確保するとともに、児童生徒に対する防犯・交通安全教育を進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの作成・活用、*スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

新入学児童交通安全教室
(小学校1年生)



自転車運転実技試験
(小学校4年生)

施策 3**快適な教育環境の整備充実****■施策の方向性**

- (ア) 子どもたちが安全・安心な環境で学習できるよう、老朽化した学校施設の改修等を計画的に実施します。
- (イ) 充実した教育環境で学習ができるよう教材や図書等の整備を図ります。
- (ウ) *中学校自由選択制度により中学校通学区域の弾力化を進めていくとともに、朝霞第五中学校の*特認校制度により同校の活性化を図ります。
- (エ) 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。
- (オ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。
- (カ) 経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生のための援助を充実します。

■主な取組

(ア) 学校施設の整備推進

- 学校施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の改修等を計画的に実施します。
- 防災機能の強化及び快適な教育環境を整備するため、体育館エアコンの計画的な設置を進めます。

(イ) 教材、図書等の整備推進

- 教育活動を充実させるため、教材や学校図書等を整備します。

(ウ) 中学校自由選択制度並びに特認校制度の実施

- 生徒や保護者が入学を希望する学校を自由に選択できるよう、指定学校変更の弾力的な運用を図ります。

(エ) 児童生徒の健康の保持増進【再掲：1-6-エ】

- 児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- 飲料水の水質検査や教室の空気検査等を実施し、学校環境衛生の管理を徹底します。

(オ) 教職員の健康の保持増進【再掲：3-1-ウ】

- 健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。
- 学校業務アシスタントの活用により教職員の負担軽減に努めます。

(カ) 就学に対する援助の充実

- 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級へ通学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
- 高校、大学等に入学を希望する際の資金を貸し付けます。
- 高校、大学等に通う生徒・学生に奨学金を貸し付けます。

基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

現状と課題

核家族化や地域社会とのつながりの希薄化等により子どもたちを取り巻く環境や生活様式が大きく変化する中、子どもの頃から社会や人々と関わり多様な経験をする必要があります。子どもたちは地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、地域の構成員としての社会性などを身につけることができます。そのためには、学校と家庭、地域が連携・協働する双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

施策

Ⅰ 学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上

ふれあい推進事業



第一中学校区



第二中学校区



第三中学校区



第四中学校区



第五中学校区

施策Ⅰ**学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上****■施策の方向性**

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (イ) 幅広い市民等の参画の下、子どもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- (ウ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- (エ) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- (オ) 地域で子どもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体などが一体となった取組を推進します。
- (カ) 学校施設などを地域に開放します。

■主な取組**(ア) コミュニティ・スクールの設置推進**

- 学校経営や生徒指導の状況等について地域住民や保護者等が熟議によって学校運営に参画する*コミュニティ・スクールの設置を推進します。なお、*コミュニティ・スクール未設置校については、*学校評議員を活用します。

(イ) 学校応援団の活動の充実

- *学校応援団の活動を通じて、各学校における学習・体験活動、安全・安心の確保、環境整備などのボランティアとして保護者や市民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちに豊かな心と人間性を育む人づくりに努めます。

(ウ) 地域ぐるみの学校安全体制の推進【再掲：3-2-イ】

- 交通指導員により子どもたちの安全を確保するとともに、児童生徒に対する防犯・交通安全教育を進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの作成・活用、*スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、*地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

(エ) 家庭教育の充実の支援【再掲：5-2-カ】

- 家庭の教育力の向上を図るため、*家庭教育学級等への保護者などの積極的な参加を支援するとともに、地域や専門家などから、学習する機会を得ながら、家庭教育の充実支援に努めます。

(オ) 青少年健全活動の推進【再掲：5-1-エ】

- 成人式やふれあい体験事業など、青少年健全育成の各種事業の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、PTA等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

(カ) 学校施設の開放【再掲：8-2-イ】

- 学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。

生涯学習

目指す姿

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動をととして「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を活かすことのできるまちを目指します。

基本目標5

生涯学習活動の推進

現状と課題

学び、学びあいを支える環境は整いつつありますが、今後、学びの成果の活用を支える仕組みづくりを整えていく必要があります。

地域コミュニティの希薄化や外国人住民の増加、価値観の多様化などが進展しています。これらの諸課題に対応するための学習も重要となってきています。

施策

- 1 生涯学習推進体制の充実
- 2 学習情報の提供と学習機会の充実
- 3 団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用



子ども大学あさか
学園祭「ミニあさか」



成人式

施策 I

生涯学習推進体制の充実

■施策の方向性

- (ア) 各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制の充実を図ります。また、今後の社会教育の在り方とする「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を学びの好循環として念頭に置き、つながる社会教育の実現に努めます。
- (イ) 地域で子どもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体などが一体となった取組を推進します。
- (ウ) 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して*人権意識の高揚を図ります。

■主な取組

(ア) 生涯学習推進体制の充実

- 各種計画や事業の進捗状況を適切に把握するとともに、全庁的な生涯学習推進体制の充実を図ります。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワークづくりを支援します。

(イ) 多世代での交流・学習活動の推進

- 親子間交流や多世代交流は、子どもにとって情操教育にプラスになるだけでなく、若い子育て世代が地域のつながりの中で充実した生活を送ることができる、また、高齢の方が自ら有する知識や経験を社会に還元しつつ、より良い社会をつくる主役として生きがいのある生活を送れるよう、地域の中における交流機会や役割の創設に努めます。

(ウ) 公共施設の活用の充実【再掲：7-3-ウ】

- 社会教育施設やスポーツ施設の他、市民会館、市民センター（8か所）、老人福祉センター（2か所）、児童館（6か所）、健康増進センター（わくわくどーむ）、総合福祉センター（はあとぴあ）、産業文化センター、リサイクルプラザなどの施設、また、公園や朝霞の豊かな自然を生かした遊歩道などを活用し、魅力ある事業の実施に努めます。

(エ) 青少年健全活動の推進【再掲：4-1-オ】

- 成人式やふれあい体験事業など、青少年健全育成の各種事業の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、PTA等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

(オ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進【一部再掲：1-3-イ】

- 学校における*人権教育と連携し、学校・家庭・地域が一体となった*人権教育を推進します。
- *人権作文、*人権標語の作成や*人権の花運動を推進し、学校・家庭・地域が一体となり*人権意識の高揚を図ります。

施策 2**学習情報の提供と学習機会の充実****■施策の方向性**

- (ア) 市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実に図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」が学べる生涯学習環境の整備を進めます。
- (イ) 放課後や週末などにおいて、子どもたちの安全・安心な活動場所、活動場面の確保に努めます。
- (ウ) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。

■主な取組

(ア) 生涯学習情報の提供の充実【一部再掲：7-2-イ】

- 誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ハンドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実に図っていきます。

(イ) 生涯学習を始めたい人への支援の充実

- 市民が生涯学習の重要性や人生にもたらす豊かさ、充実感に気づき、生涯学習を身近に感じ、生涯学習活動に取り組むきっかけへとつながるよう、各種講座や教室、イベントの充実に努めます。

(ウ) 多様な学びの機会の提供の推進

- *共生社会の実現に向けた教育支援や国際理解に向けた学習支援、防災・防犯、環境学習、高齢者向けの健康増進や介護予防活動、キャリアアップ・スキルアップに関する学習など、多様な学びのメニューの提供と支援に努めます。

(エ) 民間施設との連携の推進【一部再掲：7-1-イ】

- 民間企業等が有するノウハウや教育機関が所有する施設や指導力などを提供し合い協力、活用することで連携を深め、生涯学習の推進を図ります。

(オ) 子どもたちの居場所づくりの推進

- 放課後や週末などにおいて、学校などを活用し、地域住民や*NPO法人、民間団体などと連携しながら、*放課後子ども教室を開催し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等、子どもたちの安全・安心な居場所、活動場面の確保に努めます。

(カ) 家庭教育の充実の支援【再掲：4-1-エ】

- 家庭の教育力の向上を図るため、*家庭教育学級等への保護者などの積極的な参加を支援するとともに、地域や専門家などから、学習する機会を得ながら、家庭教育の充実支援に努めます。

施策 3**団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用****■施策の方向性**

- (ア) 市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進めます。また、公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。

■主な取組

(ア) 団体、学習グループへの支援の充実

- 団体や市民等の主体的な学習活動が継続的に行えるよう、情報提供や指導者の紹介を行う他、団体同士が情報の共有や相談できる場を設けるなどのサポートに努めます。

(イ) リーダーの育成・活用【再掲：10-1-1】

- 知の循環型社会の構築を目指すため、これからの活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成します。

(ウ) 学習相談の充実【再掲：6-1-エ】

- 生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課を始め、公民館・図書館・博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体制の強化を図ります。

放課後子ども教室

家庭教育学級
合同講演会

基本目標6 学びを支える環境の充実

現状と課題

生涯学習活動拠点としての教育施設（公民館・図書館・博物館）については、適切な老朽化対応や社会状況に応じた環境整備を行う必要があります。また、利用者が安全・安心に利用でき、快適な環境のなかで学習できるよう、計画的に修繕などを進めるとともに、有効かつ効果的な施設運営を行っていく必要があります。

*人生100年時代を見据えた生涯学習を推進していくことが求められています。このため、生涯学習施設には「学び」を継続的に支援する専門的な職員などの配置が必要です。

施策

- 1 学習活動の支援・充実
- 2 利用しやすい施設の提供

書き初め会 &
パフォーマンス書道
（南朝霞公民館）



書庫見学ツアー
（図書館本館）



夏休み体験教室
「博物館の裏側を探検！」
（博物館）



施策 I

学習活動の支援・充実

■施策の方向性

- (ア) 公民館は、現代的・社会的課題に対応した事業を実施し、地域の生涯学習の拠点として子どもから高齢者までが学ぶことができる環境整備に努めるとともに、地域コミュニティを醸成する場としての役割を担っていきます。
- (イ) 図書館は、乳幼児から高齢者まで誰もが気軽に利用でき、市民の自主的な学習を支援する施設、また、地域の文化を支援する拠点としてますます重要性が増しています。利用者ニーズの多様化や情報資源が多様化している状況を踏まえ、図書館司書の配置により質の高いサービスを提供できるよう図書館サービスの充実を図ります。
- (ウ) 博物館は、専門職である学芸員の配置や職員の研修などを通して、市民の様々な学習動機に応じることができるよう、レファレンス機能を強化するとともに、幅広い分野の学習ニーズを満たすことができるよう、多様な講座・講演会の開催に努めます。

■主な取組

(ア) 公民館の充実

- 生涯学習活動の拠点として公民館がより有効に利用されるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、時宜に沿った講座の実施を通じて生涯学習の推進を図ります。

(イ) 図書館の充実

- 利用者ニーズの把握に努めるとともに、図書館資料や情報資源の利用状況の変化等を踏まえ、利用者に適切な情報提供ができるよう、資料を収集・保存していきます。また、誰もが利用しやすく、使いやすくなるよう、図書館サービスの充実に努めます。

(ウ) 博物館の充実

- 専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果を展示、講座講演会で公開していきます。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存に努めます。

(エ) 学習相談の充実【再掲：5-3-ウ】

- 生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課を始め、公民館・図書館・博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体制の強化を図ります。

(オ) 発表と鑑賞の機会の充実支援【一部再掲：10-2-ア】

- 公民館まつり、図書館まつり等への市民参加促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実、支援に努めます。

施策 2

利用しやすい施設の提供

■施策の方向性

(ア) 市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会を保障していくため、各施設ともに、施設の老朽化が著しいことから計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

■主な取組

(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

● 公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めます。

中央公民館・
コミュニティセンター



図書館（本館）



博物館

スポーツ・レクリエーション

目指す姿

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものです。多くの市民にスポーツに親しんでいただくよう各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていくことが必要です。また、公共施設以外でもスポーツ活動ができる場所を活用することなど、地域にある資源の活用がさらに求められています。

指導者の高齢化、人材不足が進む中、社会状況やスポーツ環境の変化に対応できる人材が求められており、今後、新たな指導者の育成が必要です。

施策

- 1 推進体制の充実
- 2 活動情報の提供の充実
- 3 スポーツ事業の充実
- 4 団体、指導者の育成・支援と交流の促進



市民体育祭



ロードレース大会

施策 1

推進体制の充実

■施策の方向性

- (ア) 市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるようスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

■主な取組

- (ア) 地域全体での推進体制の整備

- 「健康づくり・スポーツ都市」として、市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、スポーツ関係団体、学校、大学、民間などの他、市内の関連部署とさらに連携し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

- (イ) 民間施設との連携の推進【一部再掲：5-2-エ】

- 民間企業等が有するノウハウや教育機関が所有する施設や指導力などを提供し合い協力、活用することで連携を深め、生涯スポーツの推進を図ります。

施策 2

活動情報の提供の充実

■施策の方向性

- (ア) 広報紙、ホームページのほか、多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

■主な取組

- (ア) 活動情報の提供の充実【再掲：7-3-イ】

- 広報紙、朝霞市ホームページの他、様々な情報ツールを活用して情報提供の充実を図ります。

- (イ) 生涯学習情報の提供の充実【一部再掲：5-2-ア】

- 誰もがスポーツ・レクリエーションに関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ハンドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

施策 3**スポーツ事業の充実****■施策の方向性**

- (ア) スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、市民体育祭や各種スポーツ教室事業の充実を図ります。

■主な取組

(ア) スポーツ行事の充実

- 一人でも多くの市民がスポーツに親しむ機会が増えるよう、利用者などの声を参考に市民体育祭や市民スポーツ教室などの各種事業の充実を図ります。

(イ) 活動情報の提供の充実【再掲：7-2-ア】

- 広報紙、朝霞市ホームページの他、様々な情報ツールを活用して情報提供の充実を図ります。

(ウ) 公共施設の活用の充実【再掲：5-1-ウ】

- 社会教育施設やスポーツ施設の他、市民会館、市民センター（8か所）、老人福祉センター（2か所）、児童館（6か所）、健康増進センター（わくわくどーむ）、総合福祉センター（はあとぴあ）、産業文化センター、リサイクルプラザなどの施設、また、公園や朝霞の豊かな自然を生かした遊歩道などを活用し、魅力ある事業の実施に努めます。

施策 4**団体、指導者の育成・支援と交流の促進****■施策の方向性**

- (ア) スポーツ指導者の資質向上を図るため研修会等を実施し、次世代の担い手の育成・支援を図る他、各団体が主体的でつながりのある活動が行えるよう支援します。

■主な取組

(ア) 人材の育成と交流の促進

- スポーツ指導者の資質向上を図るための研修会を実施し、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援します。

基本目標8 利用しやすい施設の提供

現状と課題

各施設とも老朽化が進んでいることから、安全・安心の観点からも、計画的な施設整備が求められています。

施 策

- 1 利用しやすい施設の整備
- 2 利用しやすい施設の運営

総合体育館



青葉台公園
テニスコート



中央公園
陸上競技場



施策 1**利用しやすい施設の整備****■施策の方向性**

(ア) スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

■主な取組

(ア) スポーツ施設の整備推進

- スポーツ施設の適切な管理と計画的な修繕や改修を進め、快適に利用できる施設運営に努めます。

施策 2**利用しやすい施設の運営****■施策の方向性**

(ア) スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

■主な取組

(ア) スポーツ施設の充実

- 市民が健康で豊かにいつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を提供し、生涯スポーツの拠点となる施設の整備・充実に努めます。

(イ) 学校施設の開放【再掲：4-1-1-カ】

- 学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。

地域文化

目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

基本目標9

歴史や伝統の保護・活用

現状と課題

地域の歴史や文化財の保護・活用を行うとともに、次世代へ適切に文化・歴史における地域的特色を学術的に明らかにすることが必要です。また、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていく必要があります。

施策

- 1 文化財の保護・活用・伝承支援
- 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
- 3 小・中学校等と連携した学習活動

旧高橋家住宅活用事業
郷土の伝統芸能鑑賞教室
(根岸野謡)



朝霞市博物館第34回企画展
朝霞から見る古墳の出現
～方形周溝墓から古墳へ～

施策 1**文化財の保護・活用・伝承支援****■施策の方向性**

- (ア) 重要文化財旧高橋家住宅を始め、市内に残されている様々な文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。
- (イ) 根岸野謡、溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないよう、様々な支援を行っていきます。

■主な取組

(ア) 文化財の保護・活用

- 市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護・PRに努めます。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅」や県指定文化財「柊塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成します。

(イ) 郷土芸能の保護・活用・伝承支援

- 郷土芸能に関する広報活動を促進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めます。

施策 2**地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開****■施策の方向性**

- (ア) 市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供していきます。また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

■主な取組

(ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

- 専門職である学芸員有資格者による地域の専門的な調査研究を行い、その成果を展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えます。また、調査の過程で生じる様々な関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めます。学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指します。

施策3 小・中学校等と連携した学習活動

■施策の方向性

(ア) 小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学校教育の中の様々な場面で博物館を利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、博物館と学校教育の連携を図っていきます。

■主な取組

(ア) 小・中学校等と連携した学習活動

- 各学校が博物館を利用しやすいよう、博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と博物館側の情報交換に努めます。また、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めます。この他、学校からの様々な問い合わせに対応できるよう体制の整備に努めます。

(イ) 伝統と文化を尊重する教育の推進【再掲：2-3-ア】

- 地域の教育資源の活用とともに、博物館と学校とが連携して取り組む*博学連携事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。

学校の埋蔵文化財
出土遺物の展示
(第九小学校)



博物館を利用した授業
(小学校3年生)

基本目標 10 芸術文化の振興

現状と課題

市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。市民が多様な芸術文化にふれあうことができるとともに、芸術文化活動に参加する機会の充実を図ることが必要です。

施 策

- 1 芸術文化の活動の充実支援
- 2 発表と鑑賞の機会の充実支援



文化祭



市民芸能まつり



芸術文化展

施策 1

芸術文化の活動の充実支援

■施策の方向性

- (ア) 各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加できる文化事業を開催します。
- (イ) 芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

■主な取組

(ア) 芸術と文化の香りあふれるまちづくりに向けた学習の支援

- 市民の連帯感や郷土愛の醸成、まちに対する誇りを感じられるよう、芸術・文化に関するイベントや、地域固有の歴史や文化を学び・感じることでできるイベントを実施し、市民が誇れる地域文化を積極的に発信し、より豊かな文化の創造に努めます。

(イ) リーダーの育成・活用【再掲：5-3-イ】

- 知の循環型社会の構築を目指すため、これからの活動を担うリーダーやサポーターとなる人材を育成します。

(ウ) 芸術文化活動の充実支援

- 各団体や市民が行う自主的な芸術文化活動を通して豊かで暮らしやすいまちの構築を図るとともに、芸術文化の継承に必要な若い世代の担い手を育成し、誰もが活躍できる場の支援に努めます。

施策 2

発表と鑑賞の機会の充実支援

■施策の方向性

- (ア) 文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、子どもから地域の学生、高齢の方、また障害のある方等全てが参加できる文化事業を開催します。

■主な取組

(ア) 発表と鑑賞の機会の充実支援【一部再掲：6-1-オ】

- 文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実を支援するとともに、市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。

第3章 計画の推進

- 1 計画の点検、評価の実施
- 2 指標



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」

Ⅰ 計画の点検、評価の実施

本計画に掲げた施策を進めるためには、計画の定期的な点検と評価を基にした改善が不可欠です。そのために、*PDCAに基づくマネジメントサイクルを踏まえ、本計画に位置づけた各種事業をより効率的かつ効果的な教育施策の企画・立案などを行う観点や市民への説明責任を果たす観点から、客観的な根拠を重視した行政運営(*EBPM)にも留意しつつ施策ごとに分かりやすい指標を設定します。

また教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成20年度から、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しています。

今後も指標を参考にしながら、点検及び評価の結果を明らかにすることを通じ、市民に信頼される公正で開かれた教育行政を推進し、基本目標の実現に向けて努力していきます。

PDCAサイクルは、事業活動や生産技術における品質管理などの継続的改善手法。管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を維持する手法です。

1. Plan(計画): 従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
2. Do(実施・実行): 計画に沿って業務を行う。
3. Check(点検・評価): 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
4. Act(処置・改善): 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 指標

第2期計画の目標の進捗状況を把握するため、基本目標ごとに次の指標を設定します。

※指標名に「【総合計画】」とあるのは、第5次総合計画後期基本計画における「主な成果指標」で使用している指標です。

基本目標1 朝霞の次代を担う人材の育成

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 「規律ある態度」達成状況	小学校 88.1% 中学校 89.5%	小・中学校とも全 項目の平均達成率 が90%を上回る	全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率
不登校児童・生徒の割合	小学校 0.87% 中学校 4.05%	小学校 0.43% 中学校 3.85%	年度内に30日以上欠席した児童・生徒の割合(病気や経済的理由を除く)
*新体力テスト総合評価 ABCの割合	小学校 81.5% 中学校 83.4%	小学校 85% 中学校 85%	毎年5月～7月の間で実施。総合評価A～EのうちのA～Cに位置する児童生徒の割合
給食残菜の排出量	466.7kg	450kg	学校給食センターと自校給食校を合わせた1日平均の排出量

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 学習状況調査の達成状況	小学校国語 68% 小学校算数 69% 中学校国語 74% 中学校数学 63% 中学校英語 59% 全て全国平均値を上回っている	全国平均値を上回る	小学校6年生と中学校3年生を対象に実施される*全国学力・学習状況調査における平均正答率
授業に*ICTを活用して指導する能力	小学校 59.9% 中学校 65.7%	小学校 95.0% 中学校 95.0%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業に*ICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」又は「ややできる」と回答した教職員の割合

基本目標3 質の高い教育を支える教育環境の整備充実

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 「教科等指導員」を任命 した教科等の数	10 教科等	15 教科等	指導のリーダーとなる知識や 技能を持つ「*教科等指導 員」を任命する教科等の数
避難訓練の1校あたりの 実施回数	2.9 回	3 回	市内小・中学校の避難訓練の 実施回数
屋内運動場のエアコン設 置校数	小学校 6 校	小学校 10 校 中学校 5 校	屋内運動場にエアコンを設置 している市内小・中学校の数

※ 教科等：国語、社会、算数・数学、理科、生活科、音楽、図工・美術、技術科、家庭科、体育・保健、
道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、特別支援

基本目標4 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 学校応援団の活動人数	3,421 人	3,850 人	市内小・中学校で1年間に活 動した*学校応援団の総人数
学校運営協議会の設置 (コミュニティ・スクール) 学校数	小学校 1 校 中学校 1 校	小学校 10 校 中学校 5 校	*学校運営協議会を設置(*コ ミュニティ・スクール)した小・中 学校数

基本目標5 生涯学習活動の推進

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 事業参加者満足度	89.1%	92.0%	生涯学習部の各種自主事業 アンケートにおける満足度

基本目標6 学びを支える環境の充実

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 事業参加者数(文化財 課、図書館、公民館)	65,137 人	70,000 人	各施設が行う生涯学習事業 の参加者総数

基本目標7 スポーツ・レクリエーション活動の推進

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 週1回以上スポーツを行っている人の割合	48.4%	57.0%	20歳以上の方を対象に実施したアンケート結果で、週1回以上スポーツを行っている人の割合
市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数	10,609人	14,400人	1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数

基本目標8 利用しやすい施設の提供

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 体育施設(14施設)の利用率	60.6%	62.0%	体育施設(14施設)の利用率

基本目標9 歴史や伝統の保護・活用

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 博物館展示回数	6回	6回	博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展の開催回数

基本目標10 芸術文化の振興

指標名	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考(説明)
【総合計画】 文化祭入場者数	12,366人	14,500人	朝霞市文化祭の入場者数

資 料



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」

用語の説明

行	用語	説明	頁
あ	IoT	Internet of Things (モノのインターネット) の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術を指す。例えば、IoTにより家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置が可能になったり、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間が縮減されるなど生産の効率化が期待されている。	16
	ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	6、9、16、17、46、71
	アーカイブ	archive。保管記録をする場所。	6、47
	朝霞市子ども読書活動推進計画	子どもの「読書離れ」が指摘される中、家庭と学校と地域が子どもの読書への関わりを深め、市全体で子どもの読書環境を整えることを目指し、平成13年12月に公布された『子どもの読書活動の推進に関する法律』に基づき策定した。現在は、平成29年度から令和3年度までの第2次計画を進めている。	31、39
	朝霞市中中学生社会体験チャレンジ事業	中学生による職場体験活動。1年生または2年生で3日間実施している。	31
	朝霞市幼児教育振興協議会	本市の子どもたちの心身ともに健やかな成長を願い、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図るために設置した協議会。	37
	あさか・スクールサポーター	学校長の監督の下に、小学校3学年から6学年並びに中学校の通常学級における学級担任及び教科担任の補助として、学習指導の補助に従事する。	6、39

行	用語	説明	頁
あ	いじめ	当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。起こった場所は、学校の内外を問わない。	4、21、32、33
	いじめ防止対策推進法	いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めている法律。	32
	インクルーシブ教育	障害のある方が精神及び身体的な能力などを最大限度までに発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障害のない方と障害のある方が共に学ぶ仕組み。	6、44
	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。	16
	ADHD	Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害のこと。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害若しくは行動障害を示す。	44
	SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。	17
	NPO	Non Profit Organization の略。営利を目的としないで社会貢献活動を行う団体の総称。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。	54
	LD	Learning Disabilities の略。学習障害のこと。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。	44
か	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。	2、17、19、20、43
	学生サポート	不登校や集団不適応の児童生徒への支援として、大学生及び大学院生を小・中学校に派遣している。児童生徒とのふれあいをとおしての相談活動や学習支援等を実施しながら、問題解決に努めている。	4、32、34

行	用語	説明	頁
か	学校運営協議会	学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるため、保護者や地域住民などから構成される組織。学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組み。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。	11、72
	学校応援団	埼玉県独自の取組で、学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	51、72
	学校評議員	開かれた学校づくりの推進や学校の説明責任を果たすために学校評議員制度が置かれている。学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べることができる。	11、51
	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、心身ともに発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	31
	家庭教育学級	保護者などが子育てやしつけ、子どもとの関わり方、親自身の生き方などについて、仲間と学んだり、悩みを話し合ったり、情報交換しながら、様々な角度から家庭教育について考える場。	12、51、54
	GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒1人につき1台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備する計画。子どもたち一人一人の個性に合わせたICT教育を実現するための構想。	17、42
	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	21、40

行	用語	説明	頁
か	教科等指導員	教育委員会学校教育部教育指導課が行う学校訪問に際し、教科等の指導内容や指導方法等についての指導、助言機能を充実するために教育委員会が委嘱した、市内小・中学校の教員。	9、10、47、72
	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害のある方とない方が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。	6、21、44、54
	グローバル化	人やモノ、情報などが従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模でやりとりが行われること。	2、17、19
	子ども相談室	小・中学生やその保護者の方からの相談を受け付けるとともに、不登校児童・生徒に対して、学校への適応指導を行うため、教育相談員が随時相談に応じている。また、心理学者と精神科医による専門的な相談も月1回行っている。	32、34
	子ども大学あさか	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子ども（小学校4～6年生）の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしぐみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。	12
	コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べ、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。	51、72
さ	埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針	埼玉県がいじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した基本的な方針。	32

行	用語	説明	頁
さ	埼玉県学力・学習状況調査	小学校4年生から中学校3年生までを対象に実施している子どもたちの「学力の伸び」を測ることができる「教科に関する調査」、並びに学習に対する意欲や学習方法、さらに家庭での生活習慣に関する「質問紙調査」のこと。	31、39
	埼玉県子ども読書活動推進計画	平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、埼玉県の子どもの読書活動を推進するためのガイドラインとして、平成16年3月に策定された。現在は、平成31年度から令和5年度までの第4次計画が進められている。	31、39
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21（2009）年度に埼玉県独自の道徳教育教材資料集として作成されたもの。全5種類で小学校版3種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成24年（2012年）3月には東日本大震災を題材とした新たな道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成している。	31
	サポート相談員	朝霞市独自で、児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、ふれあいや地域の巡回等をおして、問題解決に努めている。	4、32、34
	さわやか相談員	埼玉県から助成を受け、朝霞市が児童生徒の悩みやいじめ・不登校に関する相談等を主な業務として、児童生徒・保護者の身近な相談役として市内全中学校に配置している。教職員との連携や学校・家庭・地域との連携を進め、児童生徒や保護者とのカウンセリングを実施しながら、問題解決に努めている。	4、32、34

行	用語	説明	頁
さ	さわやか相談室	市内各中学校に設置。いじめや不登校等の児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒、保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図っている。また、スクールカウンセラーによる相談も月2～4回行われている（スクールカウンセラーによる相談は小学校でも月1回程度行っている）。	32、34
	持続可能な開発のための教育（ESD）	環境・貧困・人権・平和・開発といった世界規模の課題を自らの問題と捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことを身に付け、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。ESDとは、Education for Sustainable Development の略。	43、45
	持続可能な開発目標（SDGs）	2015年（平成27年）に国連サミットで採択された。「誰一人取り残さない社会」を理念とし、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲットから構成され、2030年を期限としている。SDGsとは Sustainable Development Goals の略。	17
	主権者教育	政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。	43
	主体的・対話的で深い学び	主体的な学びとは、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとすること。対話的な学びとは、学び合い等、他者と協働すること等によって、多様な見方・考え方を学ぶこと。深い学びとは、見方・考え方を働かせて、自分自身の次の課題を見つけること。	2、21
	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの小学校1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「話を聞かない」などの状態が数か月継続する状態。	4

行	用語	説明	頁
さ	小学校専任外国人講師 (ALT)	小学校の外国語の授業において、担任の授業補助を行う外国人講師。ALTとは、Assistant Language Teacher の略。	6、41
	小・中連携推進協議会	生徒指導に関する実質的な課題解決のために、各中学校区単位で、生徒指導に関する会議をもち、小・中学校の連携を図る会議。	34
	少人数指導	学級を少人数に分割して、複数の教師が授業を行う授業形態。	6、39
	情報活用能力	情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。プログラミング的思考やICTを活用する力を含む、言語能力や問題発見・解決能力と同様に、教科等の枠を越えて、全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力。	42
	情報セキュリティ	アンチウィルスソフトでコンピュータを守ったり、情報の持ち出しを制限・管理したりして、個人情報流出することを防ぐこと。	42
	情報モラル	情報社会において、正しい情報の処理の仕方や扱い方などについて、身に付けるべき考え方や態度。	42
	食に関する指導	栄養教諭等を中心に、各学校と連携しながら各授業への協力やセレクト給食・卒業祝い給食を実施し、将来に向けての健康管理と食事の楽しさを指導している。	2、4、36
	人権意識	人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度のこと。	33、53
	人権感覚	人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚。	32、33
	人権教育	基本的人権の精神を学び、理解し、尊重できる実践力を身に付ける教育活動と、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者に関することなど、個別の人権課題に対する正しい理解を深め、解決に向けて実践する知識・技能や態度を育成する教育活動のこと。	4、33、53

行	用語	説明	頁
さ	人権教育総合推進 地域事業	文部科学省から委嘱を受け、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を教育委員会との連携・協力の下で推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実に資するための研究のこと。	33
	人権作文	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している。	33、53
	人権の花運動	小学生を対象とし、児童が配布された花の種子、球根などを協力しながら育てることで、命の大切さや感謝することの大切さを学ぶとともに、情操を豊かにし、優しさと思いやりの心を体得させ人権思想を育むことを目的として実施している。	33、53
	人権標語	「ふれあい標語」として、「家族のふれあい」、「心のやさしさ」などをテーマとした標語を募集し、優秀作品の表彰を行っている。	33、53
	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。ある海外の研究によれば、「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との推計があり、平成29年9月に政府において発足した「人生100年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。	2、16、 19、22、 56
	新体力テスト	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするために、文部科学省で行っている調査。平成11年度から調査項目等が変わり、それまでの調査と区別するために「新体力テスト」（小学校全48項目、中学校全24項目）と呼んでいる。	71
	スクールカウンセラ ー	学校で児童生徒の心のケアや相談をする専門職。	4、32、34

行	用語	説明	頁
さ	スクールガード・リーダー	各学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して、指導を行う者。	48、51
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒の問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題解決を図る専門職。	32、34
	スチューデントサポーター	不登校の未然防止や学校復帰の支援をする学生ボランティア。	4、32、34
	性的マイノリティ	身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。	32、33
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国的に子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。	7、71
た	地域ぐるみの学校安全体制	地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心な学校を確立するための取組。	48、51
	中学校英語指導助手	中学校英語授業における、日本人教師を補助する英語の指導助手。	41
	中学校自由選択制度	定員の範囲内で指定校（居住地で決められている通学すべき学校）以外の中学校への入学を認める制度（平成19年度入学生から実施）。	49
	超スマート社会（Society5.0）	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類5番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	16

行	用語	説明	頁
た	通級による指導	LD、ADHD、自閉症、情緒障害及び難聴・言語障害の児童・生徒を対象に、その障害の改善、克服を目的とした指導を行う教室のこと（LD、ADHD、自閉症、情緒障害の教室は、平成23年度から朝霞第四小学校、平成26年度から朝霞第十小学校、令和2年度から朝霞第一中学校。難聴・言語の障害の教室は平成29年度から朝霞第五小学校に設置）。	44
	低学年補助教員	小学校低学年における基礎学力の定着、規律ある態度の育成を図るため、学級担任を補助する補助教員。	6、39
	道徳教育推進教師	道徳教育を推進していくための体制づくりにおいて、中心となって学校全体を動かす役割を担う教員。	31
	特認校制度	小規模な学校での教育を希望する生徒に対して、定員の範囲内で通学区域以外からも朝霞第五中学校への入学を認める制度（平成16年度入学生から実施）。	49
	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育における、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、及び保護者に対する学校の窓口となる教員。	44
な	日本人帰国児童生徒	海外日本人学校などからの帰国子女。	41
	ノーマライゼーション（normalization）	障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。	17、44
は	博学連携	学校と博物館がそれぞれの教育機能を活用し、学校や社会教育だけでは成し得ない創造的かつ効果的な教育・学習を行おうとするもの。さらに学校教育の充実や地域社会の活性化等の個別機能の充実にも役立つものとされている。	41、66

行	用語	説明	頁
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして法令で定めるもの。	44
	PDCA	計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)の4段階を繰り返すマネジメントサイクルのこと。	70
	非行防止教室	児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地域、警察等の関係機関との連携を図り、児童生徒の規範意識の醸成、並びに人への思いやりなどの豊かな心の育成を図る学習の場。	34
	不登校	「病気」や「経済的理由」以外の何かしらの理由で、登校しない(できない)ことにより長期欠席すること。	5、21、32
	プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成すること。	9、42
	放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。	12、54
や	薬物乱用防止教室	学校における薬物乱用防止教育の充実のために薬物乱用の心身への影響等について専門的な知見を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等を講師とする授業のこと。	36
ら	理科支援員	小学校の理科授業の観察・実験に係る支援を行う補助教員。	39、43

策定の経緯

(1) 教育振興基本計画策定委員会での審議

本計画に幅広い意見を反映させるため、教育振興基本計画策定委員会を設置し、15人の委員を委嘱して令和2年7月から計4回にわたり会議を開催しました。

また、策定委員会の下部組織として、教育委員会部課長10人で組織する教育振興基本計画作業部会で、計画原案の作成等を行いました。

(2) 市民からの意見募集

朝霞市パブリック・コメント手続実施要綱に基づき、上記策定委員会で作成した計画（素案）を令和2年11月1日から30日まで市ホームページで公開し、市民等から御意見を募集しました。

(3) 教育委員会会議での議決

令和3年1月の教育委員会定例会において、本計画の最終案を議決し、計画が成立しました。

● 策定委員会

令和2年 7月	第1回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和2年 8月	第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和2年10月	第3回朝霞市教育振興基本計画策定委員会
令和3年 1月	第4回朝霞市教育振興基本計画策定委員会

● 作業部会

令和2年 6月	第1回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和2年 7月	第2回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和2年 9月	第3回朝霞市教育振興基本計画作業部会
令和2年12月	第4回朝霞市教育振興基本計画作業部会

朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

（目的）

第1条 この条例は、朝霞市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により朝霞市教育振興基本計画案（以下「計画案」という。）を作成するため、朝霞市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、計画案を作成し、教育委員会に答申する。

（組織）

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校関係者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 市職員

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画案を答申する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

資料

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成25年1月15日）から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	所属・職名	氏 名
1	十文字学園女子大学 教授	◎ 塚 田 昭 一
2	朝霞市立朝霞第一小学校 校長	野 口 邦 彦
3	朝霞市立朝霞第二中学校 校長	○ 二 見 隆 久
4	朝霞市立朝霞第九小学校 教頭	岩 淵 進 市
5	朝霞市立朝霞第一中学校 教頭	滝 田 真 人
6	朝霞花の木幼稚園 園長	行 平 か お る
7	朝霞市立東朝霞保育園 園長	田 中 直 美
8	朝霞市PTA連合会 会長	田 辺 敏 晃
9	朝霞市社会教育委員	金 子 幸 男
10	朝霞市文化協会 会長	山 崎 茂 治
11	朝霞市体育協会 副理事長	塩 味 光 夫
12	公募市民	増 田 茂
13	公募市民	弓 田 俊 彦
14	朝霞市教育委員会 学校教育部長	金 子 二 郎
15	朝霞市教育委員会 生涯学習部長	神 頭 勇

◎委員長、○副委員長

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会設置要領

(趣旨)

第1条 朝霞市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)の下部組織として、朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会が朝霞市教育振興基本計画案(以下「計画案」という。)を検討するための素案を作成し、委員会へ提出する。

2 委員会が計画案作成のために、情報等が必要な場合、部会が調査検討して対応する。

(組織)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は学校教育部長を、副部会長は生涯学習部長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1)教育総務課長

(2)教育管理課長

(3)教育指導課長

(4)学校給食課長

(5)生涯学習・スポーツ課長

(6)文化財課長

(7)中央公民館長

(8)図書館長

4 部会員の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

朝霞市教育振興基本計画策定委員会作業部会員名簿

No.	所属・職名	氏 名
1	学校教育部長	◎ 金 子 二 郎
2	生涯学習部長	○ 神 頭 勇
3	学校教育部次長兼教育総務課長	斎 藤 勉
4	生涯学習部次長兼図書館長	猪 股 敏 裕
5	教育管理課長	岩 崎 英 雄
6	教育指導課長	小 島 孝 之
7	学校給食課長	杉 西 恭 子
8	生涯学習・スポーツ課長	高 田 隆 男
9	文化財課長	関 口 豊 樹
10	中央公民館長	中 村 浩 信

◎部会長、○副部会長



朝霞市キャラクター「ばばたん」

第2期朝霞市教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

～心豊かに 生きる力を育む 朝霞の教育～

令和3年3月発行

編集・発行 朝霞市教育委員会(学校教育部教育総務課)

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1

TEL 048-463-1111(代表)

<http://www.city.asaka.lg.jp/site/kyoiku/>